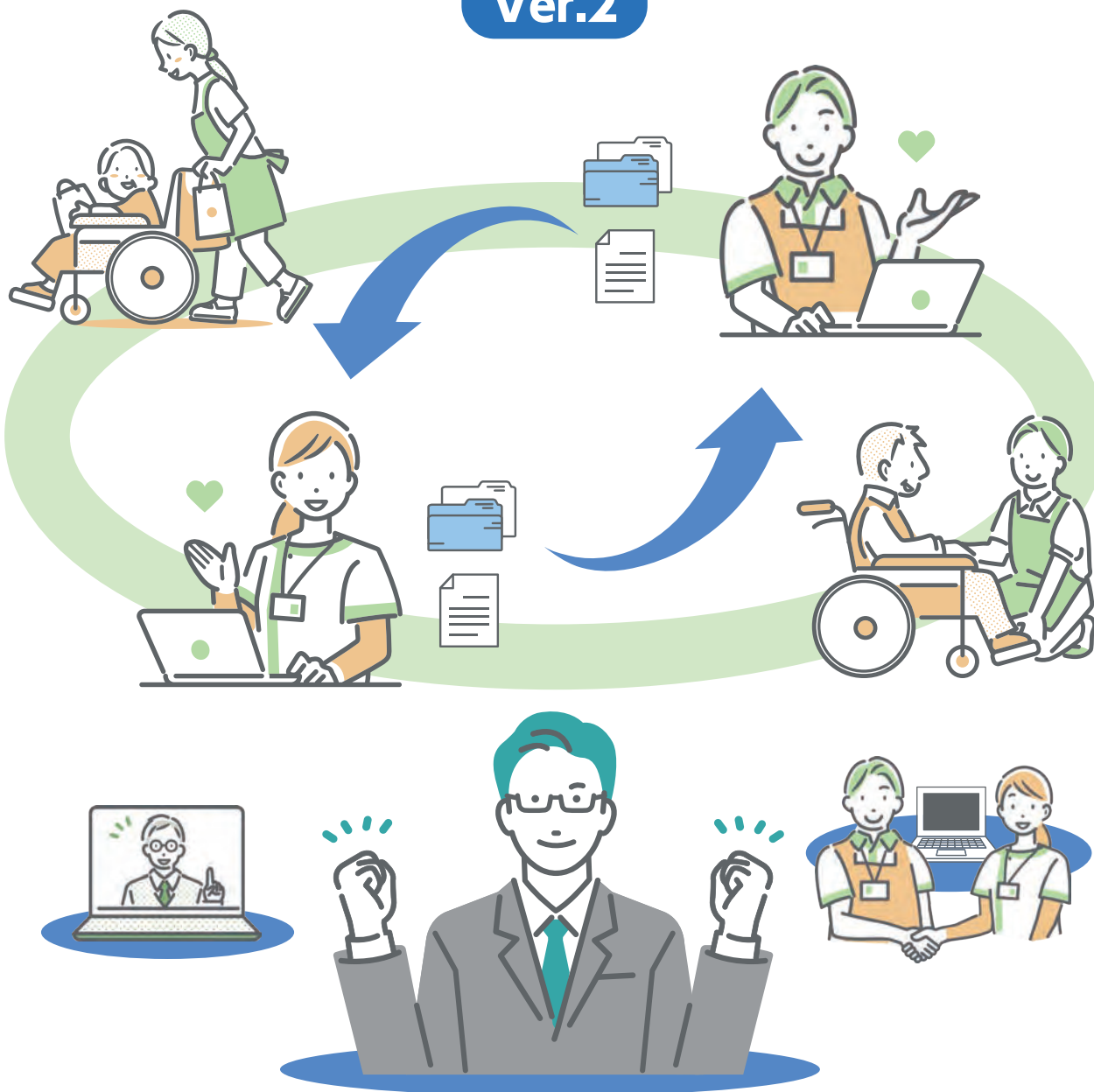


地域における データ連携促進モデルの 手引き

Ver.2



改版履歴

版数	発行日	該当項目	改版内容
Ver. 2	2025年3月	用語の定義	「本事業」を修正
Ver. 2	2025年3月	全体	- 用語の定義を更新。「本事業」を「令和5年度事業」に修正。 - 軽微な表現の修正・追記
Ver. 2	2025年3月	1.ケアプランデータ連携システム等を活用した地域の連携促進の目的・意義	- 令和6年度補正予算の内容や、令和7年6月1日より実施されるフリーパスキャンペーンについて追記。 - 地域におけるデータ連携促進のための役割分担(都道府県・保険者・介護事業所等)について追記。 - 介護事業所起点の普及事例として、P10に記載した香川県坂出市の事例をコラムとして追記。
Ver. 2	2025年3月	2.保険者としての地域の連携促進の方針の策定	(1)地域の特性の把握:介護事業所間の関係に関する地域分析の内項目として、新規で地域包括支援センターを中心とした普及について追記。 - 地域包括支援センターを中心とした普及事例として、P17に記載した鳥取県米子市の事例をコラムとして追記。 - 中核の事業所となり得る法人・介護事業所の図表に、「幅広く介護サービス事業所との関係性を構築している地域包括支援センター」を追加。 - 保険者としての連携促進の戦略の策定事例として、P19に記載した奈良県生駒市の事例を追加。 - ケアプランデータ連携システムに関する保険者の指針の通りまとめについて図表を追加。
Ver. 2	2025年3月	3. 地域の連携促進の取組の実施	- 研修会プログラムの参考資料の図表を追加。 (4)進捗確認のためのアンケートの実施に、フリーパスキャンペーンに関する記載を追記。 - 内項目として新規で項目を立て、モデル地域づくり事業への参画について追記。また、モデル地域づくり事業への参画の流れや事業内容のイメージの図表を追加。 - 内項目として新規で項目を立て、令和7年度にすぐ取り組めることについて追記。
Ver. 2	2025年3月	4. 都道府県からの保険者への連携促進のための支援	- 都道府県への実施依頼事項として、令和6年度補正予算の内容や、令和7年6月1日より実施されるフリーパスキャンペーンについて追記。 - 都道府県によるデータ連携促進のための令和7年度事業のイメージについて図表を追加。
Ver. 2	2025年3月	参考資料	意向調査のひな型に、フリーパスキャンペーンに関する設問を追加。

目次

1. ケアプランデータ連携システム等を活用した地域の連携促進の目的・意義…	2
(1) 本手引きの目的 ……………	2
(2) 地域の連携促進の全体像 ……………	8
(3) 地域におけるデータ連携促進のための役割分担 ……………	9
2. 保険者としての地域の連携促進の方針の策定 ……………	11
(1) 地域の特性の把握:介護事業所間の関係に関する地域分析……………	11
1) 大規模な法人または利用者数の多い介護事業所の把握:地域包括ケア 「見える化」システム等の活用 ……………	11
2) 地域の介護事業所間の関係性の把握 ……………	12
3) 先進的にケアプランデータ連携システムを活用している 法人・介護事業所の把握:WAM NET(ワムネット)の活用 ……………	12
4) ICT機器・介護ロボットを積極的に活用している法人・介護事業所の把握 …	16
5) 地域包括支援センターを中心とした普及について以下 ……………	16
(2) 連携促進の戦略の策定 ……………	18
(3) 連携促進に当たる指導指針等の取り決め ……………	21
3. 地域の連携促進の取組の実施 ……………	26
(1) 研修会の実施……………	27
(2) キャンペーンの実施 ……………	34
(3) 管内事業所への周知……………	37
(4) 進捗確認のためのアンケートの実施 ……………	38
(5) モデル地域づくり事業への参画 ……………	39
(6) 令和7年度すぐに取り組めること……………	40
4. 都道府県からの保険者への連携促進のための支援 ……………	42
(1) 保険者の連携促進に活用できる事業等の実施 ……………	42
(2) 地域の特性の把握における支援 ……………	43
(3) 地域の連携促進の取組の実施における支援 ……………	44
【参考資料】……………	45
(1) 意向調査のひな型……………	45
(2) キャンペーンの利用開始前アンケート調査票のひな型 ……………	46
(3) キャンペーンの利用開始後アンケート調査票のひな型 ……………	52

1. ケアプランデータ連携システム等を 活用した地域の連携促進の目的・意義

(1) 本手引きの目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から重要な課題であり、特にICT化は、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものです。

このような介護事業所のICT化を全国的に普及促進するため、令和元年度に「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下、「ケアプラン標準仕様」という。)を定め、令和4年8月に第三版を発出したところであります。さらに、ケアプラン標準仕様に準拠したデータをセキュリティを確保した環境でやり取りすることを可能にすべく、令和2年度補正予算により、公益社団法人国民健康保険中央会に「ケアプランデータ連携システム」(以下、「本システム」という。)を構築し、令和5年度から本格的に運用が開始されています。

ケアプランデータ連携を促進させるためには、全国的なプロモーションのみならず、地域特性に応じた促進策が必要であり、ICTを活用した生産性向上の取組を地域で取り組むことが肝要です。

そのため、令和5年度厚生労働省「介護事業所におけるデータ連携による生産性向上に関する調査研究等一式」(以下、「令和5年度事業」という。)では、介護現場でのICTを活用してより一層のICT化を促進するため、地域におけるケアプランデータ連携の促進方策の検討を行うことを目的として、本システムの利用を含め、ICTを活用した地域連携モデルの作成を行う市区町村を募集し、並走型の導入支援を通じて課題を整理する、「地域におけるデータ連携促進モデル」事業(以下、「モデル事業」という。)を実施しました。

また、厚生労働省令和5年度補正予算では、生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」を実施予定です。この実施要件の一部として、地域全体で生産性向上の取組を普及・促進する事業、例えば「都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集」する内容も想定されています。

内閣官房「デジタル行財政改革会議」では、介護分野におけるデジタル行財政を推進するため、ケアプランデータ連携システムについて2026年には管内事業者が利用している市区町村の割合を8割、管内事業所が3割以上利用している市区町村の割合を5割とする目標をKPIとして掲げています。こういった目標を達成するためには、早期に地域として連携促進の取組を開始することが求められています。

さらに、ケアプランデータ連携システムについては、現在検討が進められている全国医療情報プラットフォームの中の介護情報基盤の一部としても位置づけられる予定であり、その介護情報基盤の活用により、自治体・介護事業所・医療機関等の業務負担の軽減や適切なケアの提供、医療介護連携の促進等を通じた介護の質の向上が進められる予定です。

厚生労働省では、今後整備される介護情報基盤において令和5年度より公益社団法人国民健康保険中央会にて運用している「ケアプランデータ連携システム」の利用促進が不可欠であることから、令和6年度補正予算を活用した利用促進施策を以下の図表3の通りに定めています。特に、令和7年6月1日より令和8年5月31日まで、全ての介護事業所がケアプランデータ連携システムの利用料が無料になる、ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーンが開催される予定であり、介護事業所がデータ連携を開始する絶好のチャンスになっています。

このように、ケアプランデータ連携システム等を活用した地域の情報連携を促進することは、介護事業所の生産性が向上されることで、地域の持続可能かつ充実した介護サービスの基盤整備にもつながるため、特に介護人材の不足等に悩まれている地域における課題解決の対策の一つにもなります。また、介護事業所を中心として連携が促進されることで、利用者を中心とした地域包括ケアの提供にもつながり、地域で暮らす高齢者が受けられる介護の質の向上にもつながります。

本手引きでは、過年度のモデル事業や令和6年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「地域における面的なケアプランデータ連携の促進に向けた調査研究事業」(以下、「令和6年度事業」という。)に参加した自治体の実

施内容や成果等を踏まえて、他の自治体において今後、地域の連携促進を進める際の参考となる内容を取りまとめています。

また、本手引きについては、介護保険の保険者である市区町村のみならず、その市区町村の取組を支援する都道府県等、幅広い自治体での活用を想定しています。

図表 1 令和5年度モデル事業の全体の流れ

	自治体(保険者)における 課題解決策	自治体における 実施内容
1	連携開始までの流れの整理	■ 事業所情報の確認から連携開始までの流れの検討
2	ケアプランデータ連携 システムの普及啓発	■ 情報提供 ■ 研修会の開催(対法人・事業所)
3	指導方針の見直し	■ 見直しが必要な指導指針の検討 ■ 見直し結果に関する事業所への周知
4	見直しの参考となる資料や事例の提供	■ 見直しの参考となるモデル事業所の育成 →モデル事業所への見学 ■ 体制等の構築 ■ 相談窓口の運営

図表 2 令和5年度モデル事業の参加自治体

#	参加自治体名	令和5年8月10時点 利用事業所数	実施内容
1	静岡県静岡市	59か所	・自治体の方針等を含むケアプランデータ連携システムに関する研修会を開催 ・普及促進のためのキャンペーンの公募: 広く参加事業所を集めた上で、モデル事業所の選定や業務オペレーションの変更の支援等を実施
2	東京都武蔵野市	8か所	
3	和歌山県古座川町ほか	なし	・管内居宅介護支援事業所が1ヶ所のみであり、当該居宅介護支援事業所をモデル事業所とした、町内外の事業所との連携を開始 ・連携の開始前に、ケアプランデータ連携システムに関する研修会を実施
4	宮崎県都城市	6か所	・地域の中核の居宅介護支援事業所を軸とした普及活動を実施 ①パイロット事業に参加した居宅介護支援事業所のケアプランデータ連携システムの活用のための業務フローの整理 ②上記、居宅介護支援事業所と、先行利用開始済み事業所間のデータ連携の開始 ③地域の中核の居宅介護支援事業所と新規で利用開始する事業所の募集(キャンペーンの実施)
5	岐阜県岐阜市・大垣市・もとす広域連合・飛騨市・高山市 (以下、大垣市ほか)	133か所	・地域の中核の法人を中心とした普及活動(キャンペーン)を実施(キャンペーンの実施) ※利用事業所数は令和6年3月時点

図表 3 厚生労働省令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進

令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進

参考

○ **ケアプランデータ連携システム構築事業**

- トライアル機能を実装（数ヶ月以上のフリーパス）
※令和7年度のフリーパスは1年間の予定。
※開始時期等の詳細は令和7年3月に国保中央会より公表

○ **介護テクノロジー定着支援事業**

- 介護ソフトの要件
 - ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
 - ② 「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のための**サポート体制**が整っていること
- 補助事業所の要件
 - ① 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始
 - ② 5事業所とデータ連携を実施する場合は基準額に5万円加算

・CSV出力・取込の資料・動画作成・公開
 ・ユーザーへの積極的普及促進
 ・販売代理店への利用促進指示
 ・システム連携APIの実装
 等

○ **ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業**

- 事業所への支援
 - ① 積極的にグループ作りをした謝金、タイムスタディ等への協力謝金
 - ② 介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
 - ③ 必要な介護ソフト、研修、業務改善コンサル等
- 自治体への支援
 - ① デモ環境を構築するための経費 → ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトも自治体支援可能
(例: 広報やプロモーションのお手伝い、資材の提供等)

出所)厚生労働省介護保険最新情報Vol.1351(令和7年2月6日)「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001400251.pdf>(閲覧日:令和7年3月5日))

図表 4 ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン

ケアプランデータ連携システム

期間
限定

≧ 今なら21,000円無料 ≦

フリーパス

キャンペーン



6月1日
スタート

フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムのすべての機能を**1年間無料**でご利用いただける期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料

通常
21,000円/年 ➡ **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方
現在利用中の方
一度ご利用をやめた方

2025年6月1日
2026年5月31日
2027年5月31日

キャンペーン期間 ➡

	0円/年	21,000円/年
初めて利用する方	新規申込 更新時 フリーパス適用	更新時
現在利用中の方	更新時	更新時

2025年4月～5月に“ケアプー”のお申し込みされた方・更新をされた方も、
 2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！



ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

※特設ページは、3月14日(金)より公開

ケアプラン ヘルプデスク

検索



フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）

サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

出所) 公益社団法人国民健康保険中央会HP

(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2025/03/%E3%80%90%E3%82%B1%E3%82%A2%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E9%80%A3%E6%90%BA%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%80%91%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%91%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7.pdf>, (閲覧日: 令和7年3月10日)

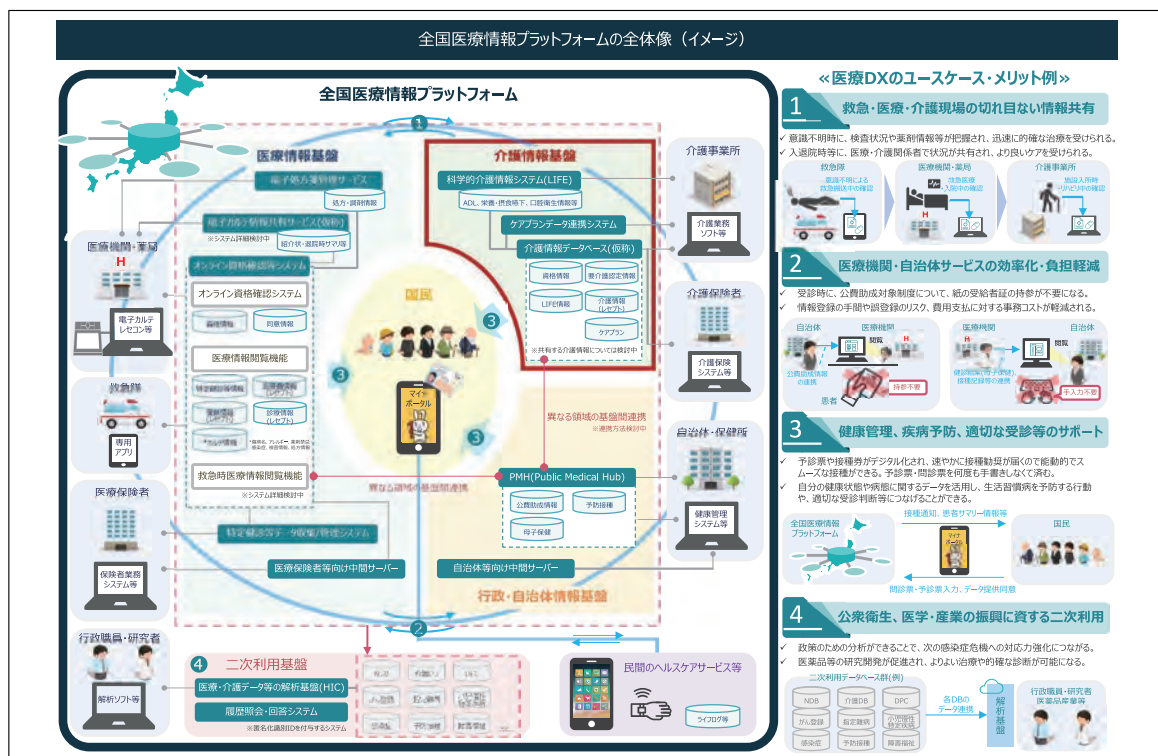
図表 5 介護分野におけるKPI

介護分野における K P I						
・ 介護分野におけるデジタル行財政改革を推進するため、基盤・環境の整備（インプット）や基盤・環境の活用（アウトプット）の各段階で適切な K P I を設定し、効果の創出（アウトカム）を目指す。						
基盤・環境の整備 Environment	生産性向上方策等周知件数	2023年 2,570件 (R5暫定値)	2026年 増加	2029年 増加	2040年 —	定義等 〔毎年〕セミナー、フォーラム、県連府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加
	デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	5,000名	10,000名	—	〔累計〕デジタル（中核）人材育成プログラム受講人数（国が実施するもので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）
	都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47	〔累計〕各都道府県における設置数
	委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年度までに調査を実施し、目標を設定】			〔累計〕入居・活まり・居住系サービスは3年後業務数化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）
	ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）					
	事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%	〔累計〕管内事業者が利用している市区町村の割合
	複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%	〔累計〕管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合
基盤・環境の活用 Use Case	ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上	〔毎年〕各都道府県における設置数
	介護現場のニーズを反映したICT・介護ロボット等の開発支援件数	52件 (R5暫定値)	60件以上	60件以上	—	〔毎年〕介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業における開発企業とニーズのマッチング支援件数を累計
	生産性向上の成果※					デジタルを活用した報告（年1回）を継続とし、都道府県及び厚生労働省が確認できること
	①全介護事業者					
	1ヶ月の平均残業時間の減少	6.4h	減少又は維持	減少又は維持	減少又は維持	3年間の平均値が前年度より減少又は維持（令和4年全産業平均13.8h）
	有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）	7.4日	8.4日	10.9日	全産業平均以上	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より増加又は維持（令和4年（又は令和3会計年度）平均取得日数10.9日）
	②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（2024年度より実施）					
効果をはかる Outcome	1ヶ月平均残業時間が①の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が①の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（2024年度より実施）					
	総業務時間の減少割合	—	25%	25%	25%	タイムスタディの実施（令和4年度実証事業並みの実施率）
	1ヶ月平均残業時間が②の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が②の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	年間離職率の変化※					
	①全介護事業者	15.7% (R4暫定値)	15.3%	15.0%	全産業平均以下	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より減少又は維持（令和4年度全産業平均15.0%）
	②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（①の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（②の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
	人員配置の柔軟化（老健・特養・特定（注2））※	—	1.3%	8.1%	33.2%	令和5年度の介護事業経営実態調査を踏まえ、人員配置の柔軟化率を確認

注1）※をつけたものはサービス類型毎にデータを集計・分析し公表する予定としており、サービスが限定されていないものは原則全サービスとする
 注2）職員一人あたりに対する利用者の人数は、老人保健施設で2.2対1、介護老人福祉施設で2.0対1、特定施設入居者生活介護指定施設（介護付きホーム）で2.6対1となっている（令和5年度介護事業経営実態調査結果より算出）
 注3）参考指標として介護職員全体の給与（賞与込みの給与）の状況を対象年毎に確認
 注4）本KPIは、必要に応じて随時に見直しを行うものとする

出所)内閣官房 デジタル行財政改革会議(第3回)(令和5年12月20日開催)「資料4 厚生労働大臣提出資料」
 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/kaigi3/kaigi3_siryou4.pdf)（閲覧日:令和6年3月8日）

図表 6 全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)および介護情報等の利活用に期待される効果



(1) 基本的な考え方 ⑤介護情報等の利活用に期待される効果

- 介護情報等の利活用が進展することにより、利用者及び関係者にとって以下の効果が期待される。

1. 介護保険被保険者証関連情報の電子化を通じた利便性向上

- ・ 介護保険被保険者証の電子化 ・ 負担割合証の電子化 ・ 認定有効期間のプッシュ通知
- ・ 限度額認定証の電子化 ・ その他公費負担証情報の電子化

2. 要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮

- ・ 認定調査の電子化・電送化 ・ 主治医意見書の電子化・電送化 ・ 審査会資料の電子化・電送化
- ・ 審査結果の電磁的閲覧 ・ 審査の進捗状況の電磁的閲覧 ・ ケアマネ届出の電子化
- ・ ケアプラン同意の電子化 ・ 認定審査情報の開示請求とその対応の電子化

3. 介護事業所間の情報共有による適切なケアの提供

4. 医療介護連携情報の医療・介護間での電子的共有を通じた医療介護連携の促進

- ・ 3文書6情報(診療情報提供書、退院時サマリ、健診情報、アレルギー、感染症、薬剤情報等)
- ・ 訪問看護指示書 ・ 訪問看護計画書 ・ 訪問看護報告書 ・ リハビリテーション指示書
- ・ 入院時情報提供書 ・ LIFE情報 ・ ケアプラン 等

5. 主治医意見書等の電子化を通じた2次利用可能性の向上

6. 蓄積された情報の分析等を通じた介護の質の向上等

- ・ LIFE情報 ・ ケアプラン ・ 要介護認定情報(認定調査票、主治医意見書) ・ レセプト情報

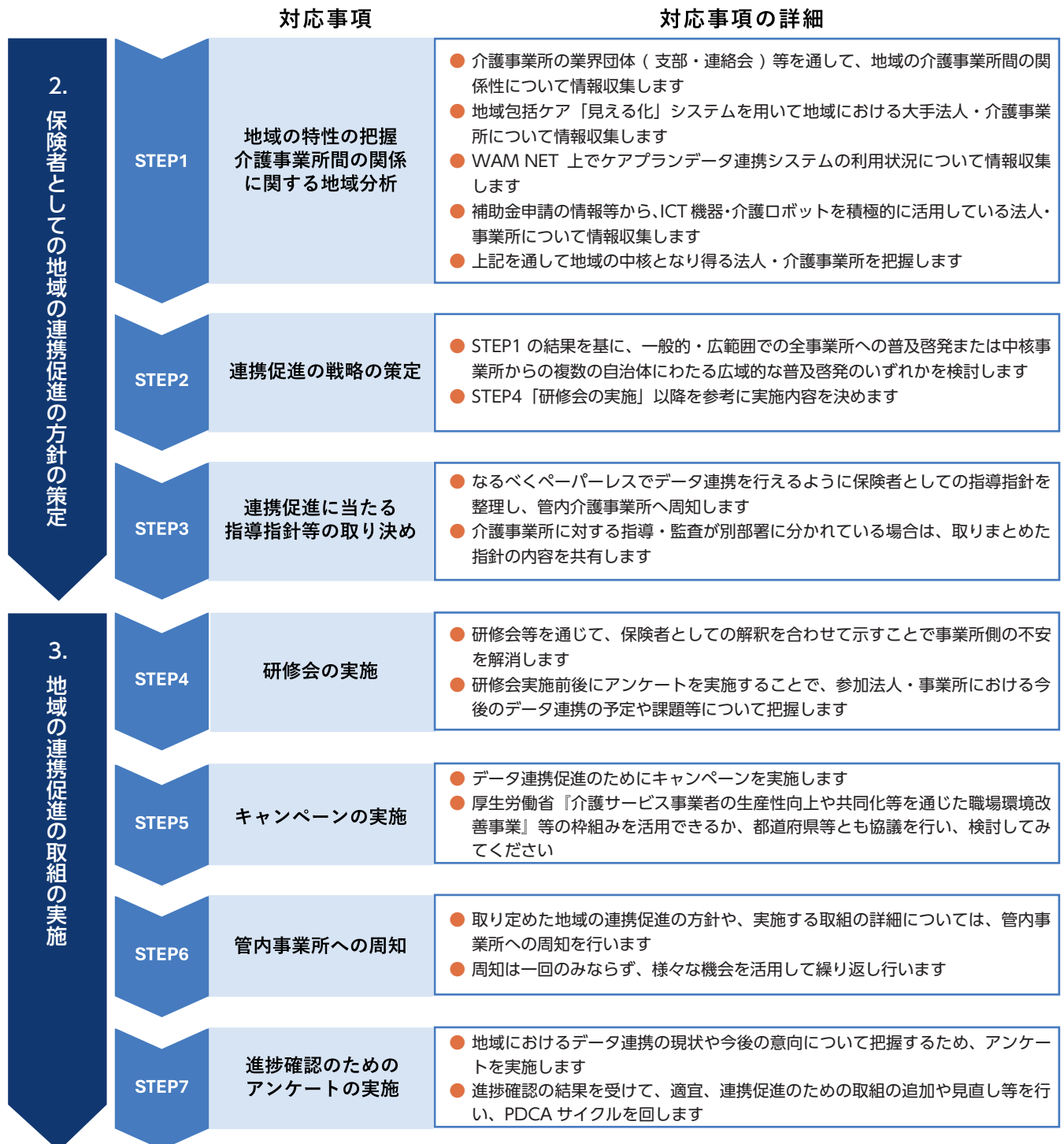
「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究」に基づき作成

出所)厚生労働省老健局 第8回介護情報利活用ワーキンググループ 資料2「介護情報の利活用に向けて引き続き議論することとした事項について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001203587.pdf>) (閲覧日:令和6年3月8日)

(2) 地域の連携促進の全体像

- ・ 地域の連携促進の全体像は以下の通りです。各自治体におかれましては、STEP1～7の対応事項を順番に沿って実施してください。特にSTEP1については、地域によって状況が大きく異なりますので、入念に実施してください。それぞれの対応事項の詳細については、次の2.以降をご参照ください。

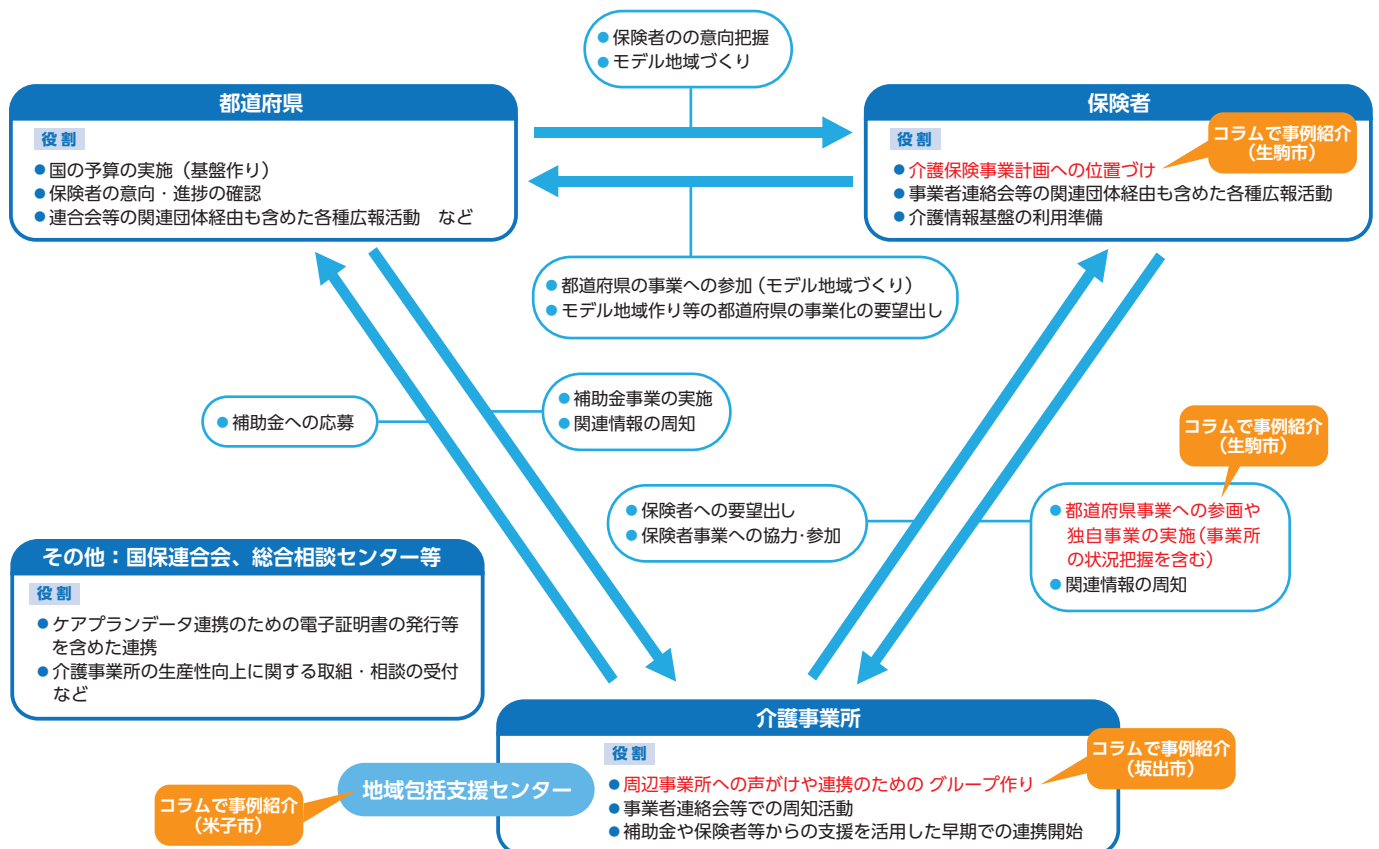
図表 7 地域の連携促進の全体像



(3) 地域におけるデータ連携促進のための役割分担

- 令和6年度事業では、都道府県、保険者、介護事業所に対してケアプランデータ連携の促進に向けた試行的取組の検討支援を実施し、それぞれの役割を整理しました。
- また、上記の支援を実施する中で、都道府県・保険者・介護事業所だけでは解決できない課題も見出されたため、国保連合会や介護生産性向上総合相談センターの役割も整理をしました。
- 都道府県における役割として、国の予算の実施（基盤作り）、保険者および事業所の意向・進捗の確認、連合会等の関連団体経由も含めた各種広報活動等が挙げられます。
- 保険者の役割として、介護保険事業計画への位置づけ、事業者連絡会等の関連団体経由も含めた各種広報活動、介護情報基盤の利用準備等が挙げられます。
- 介護事業所の役割として、周辺事業所への声かけや連携のためのグループ作り、事業者連絡会等での周知活動、補助金や保険者等からの支援を活用した早期での連携開始等が挙げられます。
- 国保連合会や介護生産性向上総合相談センターの役割として、ケアプランデータ連携のための電子証明書の発行等を含めた連携、介護事業所の生産性向上に関する取組・相談の受付等が挙げられます。特にケアプランデータ連携のための電子証明書の新規発行が多く見込まれる際には、速やかな発行のために国保連合会へ事前に都道府県・保険者等から相談することが推奨されます。
- それぞれの主体が役割を果たすためには、各主体から双方向に働きかけることが必要不可欠になります。

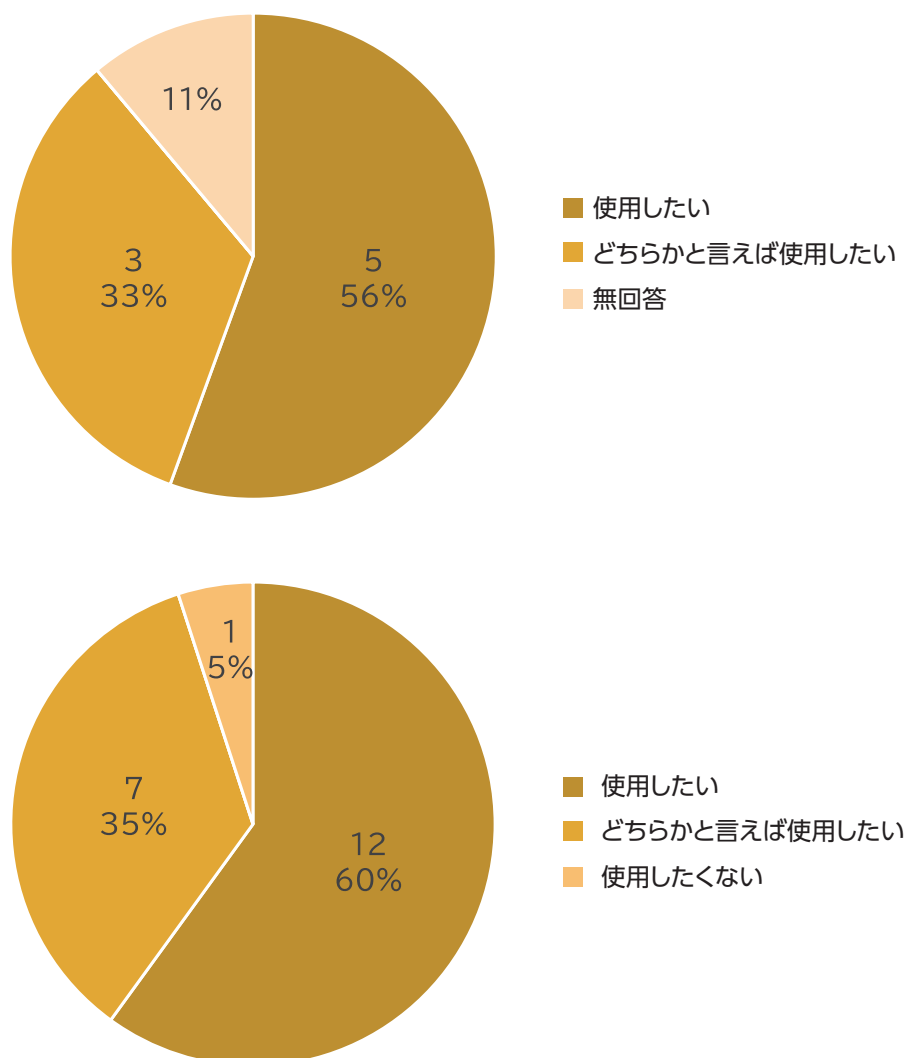
図表 8 地域におけるデータ連携促進のための役割分担



【コラム】介護事業所起点の普及事例(香川県坂出市の場合)

- 令和6年度事業において、香川県坂出市で調査研究事業を実施しました。
- 市内の一法人が中心となって周辺の大規模な法人を中心に声がけを行い、令和7年3月までに新規でケアプランデータ連携システムを導入し、ケアプランデータ連携システムを使ってサービス提供票(予定・実績)の送信や受信を行い、ケアプランデータ連携システムの利用開始後に、現在の業務やケアプランデータ連携システムに関するアンケートにご回答いただくことを条件として参加事業所を募集しました。
- 令和6年12月～令和7年3月にかけて、坂出市内の計30カ所の介護事業所がグループ形成に参加し、最終的に上記の条件を満たしたのは29カ所でした。
- 図表 9のように、事業内で実施したアンケートでは、ケアプランデータ連携システムに対する前向きな回答が得られました。

図表 9 今後もケアプランデータ連携システムを使用したいか(択一)
 (【上】居宅介護支援:n=9 【下】居宅サービス:n=20)



- 坂出市では、令和7年2月21日時点で申請数が33件、申請率28.2%であり、一定の普及効果が見られました。

出所)厚生労働省「ケアプランデータ連携システム周知資料」

(https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/202502_mhlw_careplansys.pdf) (閲覧日:令和7年3月5日)

2. 保険者としての地域の連携促進の方針の策定

(1) 地域の特徴の把握:介護事業所間の関係に関する地域分析

- ・ 地域における連携を促進するためには、既存の地域における事業所間の関係等について情報収集し、その関係を活用する形での普及を進めることが有効です。
- ・ また、地域における中核となる法人・介護事業所について情報収集し、その法人や介護事業所を中心として連携を開始していただく方法も有効です。令和5年度事業のモデル地域では、実際にケアプランデータ連携システムを先進的に導入している介護事業所からのサービス提供票のやり取りを行っている事業所への声掛けにより連携を広めた事例もありました。
- ・ その中核になり得る介護事業所等を含めた介護事業所間の関係の現状を各種データより確認する方法が地域分析です。
- ・ 以下より地域分析の主な方法についてご紹介します。

1) 大規模な法人または利用者数の多い介護事業所の把握：地域包括ケア「見える化」システム等の活用

- ・ データ連携については、一般的に ICT 化等への投資の余力のある、大規模な法人や利用者数の多い介護事業所（居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所両方）が先に取り組みやすい傾向があります。
- ・ そのため、**地域の中で中核となりうる存在として、大規模な法人や利用者数が多い介護事業所があるか、確認を行います。**
- ・ もし、普段の業務のなかで大規模な法人・介護事業所に関して把握できていない場合は、**厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムの「地域分析」機能を活用することで、利用者数が多い介護事業所を把握することができます。**
 - ▶ まずは、ケアプランやサービス提供票（予定）の送信から連携を開始できそうな、利用者数の多い居宅介護支援事業所を中心に検索します。
 - ▶ また、福祉用具貸与事業所については、一般的に ICT 化が進んでいるサービス種類であることに加え、サービス提供票のやり取りを行う居宅介護支援事業所の平均的な数も多い傾向があります。福祉用具貸与事業所についても、利用者数が多い事業所を中心に検索します。
 - ▶ その他にも、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等、施設系サービスと併設されているサービス事業所は、より ICT 化が進んでいる傾向があります。そういった介護事業所についても、確認を行います。

図表 10 地域包括ケア「見える化」システムの活用方法（東京都千代田区の例:地域資源を見る）



- ・また、上記の地域包括ケア「見える化」システム以外にも、居宅サービス計画作成依頼届出書の依頼先の記載等からも、利用者数の多い居宅介護支援事業所を把握することができます。

2) 地域の介護事業所間の関係性の把握

- ・地域でデータ連携の中核となりうる法人・介護事業所は、法人・介護事業所の規模だけでなく、日々の地域における利害関係のなかでも見つけることができます。
- ・データ連携は、オンライン上で新たな関係性を構築するより、既存の地域の関係性の延長線上にあるものであり、対面とデータ連携を適切に併用することで、既存の地域の関係性の構築をさらに進めることができます。
- ・その関係性の把握のために、地域で運営されている介護事業所の業界団体(支部、連絡会等)の役員や中心人物、医師会等の医療介護関係団体、またその他勉強会等の会合の運営や参加者等について把握し、その中でデータ連携のキーパーソンになりうる法人や事業所がないか、検討を行います。
- ・特に、今後、P37の「(3)管内事業所への周知」の際には、上記の既存の業界団体のネットワークや会合の機会を活用することで、より効果的な周知を行うことができます。

3) 先進的にケアプランデータ連携システムを活用している法人・介護事業所の把握：WAM NET(ワムネット)の活用

- ・データ連携を促進する方法としては、上記 1)・2) で把握した地域の中核となりうる法人・介護事業所を中心に新規で連携を開始する方法や、先進的に ICT 化やデータ連携を行っている法人・介護事業所を中心に連携を拡大する方法も可能です。
- ・先進的にケアプランデータ連携システムを利用開始している介護事業所の情報については、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET(ワムネット)「ケアプランデータ連携システム利用状況」(以下 WAM NET) より、地区別または地域別に検索することができます。
 - ▶ 地域内でケアプランデータ連携システムを利用開始している個別の介護事業所の一覧を確認するとともに、複数の事業所にて利用開始している法人がないか、の観点でも確認を行います。
 - ▶ もし、ケアプランデータ連携システムを利用開始している介護事業所がない、または少ない地域がある場合は、上記 1) や 2) で把握された中核となる法人・介護事業所を中心として連携を開始できないか検討を行います。

図表 11 独立行政法人福祉医療機構 WAM NET(ワムネット)「ケアプランデータ連携システム利用状況」の検索方法
(東京都足立区の例:地域別の一覧から探す)

ケアプランデータ連携システム利用状況 (2024年4月3日現在の情報です)

こちらは「居宅介護支援事業所」及び「ケアプラン標準仕様において連携対象とされている居宅サービス事業所」向けのページです。
連携対象とされている居宅サービス事業所は、[こちら](#)をご確認ください。

ケアプランデータ連携システム*を利用している事業所の情報を地図上から確認できます。
連携システムでデータのやり取りを行うためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。
連携システムを利用されている事業所の方は、他の事業所の方の利用状況を確認し、さらなるシステムの活用にお役立てください。
また、システムの利用を検討されている事業所の方は、利用検討の一助としてご利用ください。

お知らせ

2024年4月18日	2024年4月3日現在の情報に更新しました。
2024年3月14日	2024年3月1日現在の情報に更新しました。
2023年09月25日	「サービスの種類を絞り込む」メニューに「介護予防」欄を追加しました。 【画面イメージ】 【PDF:180KB】

※「ケアプランデータ連携システム」とは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステムです。詳細は「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト(公益社団法人 国民健康保険中央会)」をご覧ください。
※掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。(利用状況は2024年4月3日現在の情報です)【注記】
※所在地の情報は、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。(2024年3月末時点の情報です)
※事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ(公益社団法人 国民健康保険中央会)」からお知らせください。

事業所検索メニュー

地図から探す

地域別の一覧から探す

事業所名から探す

※「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式: 643KB)

地域別の一覧から探す（都道府県選択）

都道府県名をクリックしてください。

☒ サービスの種類を絞り込む

北海道・東北	北海道 (317)	青森県 (141)	岩手県 (151)	宮城県 (144)	秋田県(47)	山形県 (137)	福島県(158)			
関東	茨城県 (125)	栃木県(95)	群馬県 (182)	埼玉県 (315)	千葉県 (256)	東京都 (850)	神奈川県 (525)			
甲信越・北陸	新潟県 (140)	富山県(45)	石川県(70)	福井県 (190)	山梨県(72)	長野県 (148)				
東海・近畿	岐阜県 (238)	静岡県 (435)	愛知県 (621)	三重県 (178)	滋賀県 (118)	京都府 (305)	大阪府(554)	兵庫県 (505)	奈良県 (161)	和歌山県 (80)
中国・四国	鳥取県 (197)	島根県(30)	岡山県 (135)	広島県 (282)	山口県 (100)	徳島県(83)	香川県(72)	愛媛県 (107)	高知県(77)	
九州・沖縄	福岡県 (314)	佐賀県(34)	長崎県 (138)	熊本県 (112)	大分県 (100)	宮崎県(57)	鹿児島県 (188)	沖縄県(78)		

※ 「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式：643KB)
 ※ 掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。（利用状況は2024年4月3日現在の情報です）
 ※ 所在地の情報については、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。（2024年3月末時点の情報です）
 ※ 事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。『ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ(公益社団法人 国民健康保険中央会)』からお知らせください。

地域別の一覧から探す（市区町村選択）

市区町村名をクリックしてください。

	千代田区 (2)	中央区(5)	港区(16)	新宿区 (23)	文京区(7)	台東区(7)	墨田区(10)	江東区(28)	品川区(19)	目黒区(7)
東京23区	大田区 (38)	世田谷区 (51)	渋谷区(7)	中野区 (14)	杉並区(24)	豊島区(18)	北区(20)	荒川区(21)	板橋区(46)	練馬区 (27)
	足立区 (56)	葛飾区 (34)	江戸川区 (22)							
市町村	青ヶ島村 (0)	昭島市 (15)	あきる野 市(4)	稲城市(1)	青梅市(30)	大島町(0)	小笠原村(0)	清瀬市(6)	国立市(2)	神津島村 (0)
	小金井市 (3)	国分寺市 (6)	小平市(3)	狛江市(6)	立川市(15)	多摩市(4)	調布市(15)	利島村(0)	新島村(0)	西東京市 (18)
	八王子市 (18)	八丈町(2)	羽村市(4)	東久留米 市(3)	東村山市 (5)	東大和市(8)	日野市(12)	府中市(5)	福生市(5)	町田市 (31)
	御蔵島村 (0)	三鷹市(4)	三宅町(0)	武蔵野市 (36)	武蔵村山市 (15)	西多摩郡奥多摩 町(0)	西多摩郡日の出 町(0)	西多摩郡桧原 村(0)	西多摩郡瑞穂 町(16)	

※ 「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式：643KB)
 ※ 掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。（利用状況は2024年4月3日現在の情報です）
 ※ 所在地の情報については、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。（2024年3月末時点の情報です）
 ※ 事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。『ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ(公益社団法人 国民健康保険中央会)』からお知らせください。

地域別の一覧から探す（検索結果）

56件中 1件～10件を表示

▼検索条件＝「東京都 足立区」

☒ サービスの種類を絞り込む

10件

ごとに表示

前のページ

1 / 6

次のページ

サービス種類	事業所名	住所	地図で表示	介護サービス情報公表システムの詳細画面へ
居宅介護支援	いちえケア	東京都足立区梅島3-22-6メゾンウメジマ103	[地図表示]	[詳細画面]
訪問看護	ガイア訪問看護ステーション 足立	東京都足立区弘道1-31-1リバーシティー1106号室	[地図表示]	[詳細画面]
居宅介護支援	ケアプランセンターミロク	東京都足立区2-7-16	[地図表示]	[詳細画面]
居宅介護支援	ケアプランちょうじゅの杜	東京都足立区千住5-2-2ライオンズマンション北千住第2202号室	[地図表示]	[詳細画面]
福祉用具貸与	ケアリード	東京都足立区竹ノ塚一丁目3 3 番 1 0 号	[地図表示]	[詳細画面]
特定福祉用具販売	ケアリード	東京都足立区竹の塚一丁目3 3 番 1 0 号	[地図表示]	[詳細画面]
通所介護	ジョイリハプラス大師前	東京都足立区栗原3丁目10-19東武大師前サンライトマンション3号館109	[地図表示]	[詳細画面]
通所介護	ジョイリハ西新井	東京都足立区江北7-22-15徳栄コーポ1F	[地図表示]	[詳細画面]
通所介護	ジョイリハ北綾瀬	東京都足立区谷中2ー1 0ー1 7アイリスセブン1階	[地図表示]	[詳細画面]
通所介護	デイサービスあおば 蜜柑の家	東京都足立区辰沼2ー4ー1 7	[地図表示]	[詳細画面]

前のページ

1 / 6

次のページ

出所) 独立行政法人福祉医療機構WAM NET（ワムネット） ケアプランデータ連携システム利用状況
 (https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop/)(閲覧日:令和6年3月19日)

図表 12 独立行政法人福祉医療機構WAM NET(ワムネット)「ケアプランデータ連携システム利用状況」の検索方法
 (東京都足立区の例:地図から探す)

ケアプランデータ連携システム利用状況

(2024年4月3日現在の情報です)

連携システムを利用している事業所を地図上で確認できます。

居宅介護支援事業所

ケアプランデータ連携システム

介護サービス事業所

こちらは「居宅介護支援事業所」及び「ケアプラン標準仕様に於いて連携対象とされている居宅サービス事業所」向けのページです。
 連携対象とされている居宅サービス事業所は、[こちら](#)をご確認ください。

ケアプランデータ連携システム*を利用している事業所の情報を地図上から確認できます。
 連携システムでデータのやり取りを行うためには、[連携種・受給種双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。](#)
 連携システムを利用されている事業所の方は、他の事業所の方の利用状況を確認し、さらなるシステムの活用にお役立てください。
 また、システムの利用を検討されている事業所の方は、利用検討の一助としてご利用ください。

お知らせ

2024年4月18日

2024年4月3日現在の情報に更新しました。

2024年3月14日

2024年3月1日現在の情報に更新しました。

2023年09月25日

「サービスの種類を絞り込む」メニューに「介護予防」欄を追加しました。[\[画面イメージ\]](#)
[\[PDF:180KB\]](#)

※「ケアプランデータ連携システム」とは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムです。詳細は「[ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト](#)（公益社団法人 国民健康保険中央会）」をご確認ください。

※掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。【利用状況は2024年4月3日現在の情報です】[\[注記\]](#)

※所在地の情報については、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。（2024年3月末時点の情報です）

※事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。「[ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト](#) お問い合わせ（公益社団法人 国民健康保険中央会）」からお知らせください。

事業所検索メニュー

地図から探す

地域別の一覧から探す

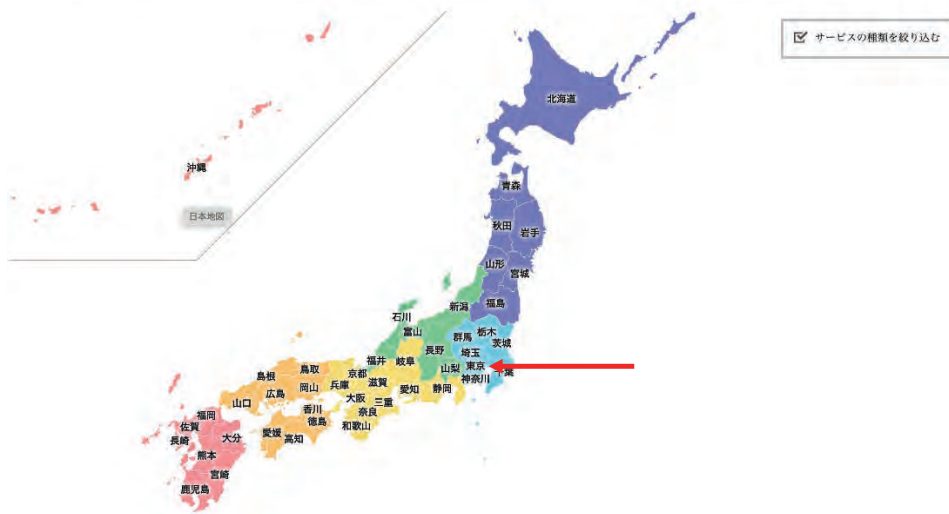
事業所名から探す

※「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式:643KB)

14

地図から探す

都道府県名をクリックしてください。



※ 「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式: 643KB)
 ※ 掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。(利用状況は2024年4月3日現在の情報です)
 ※ 所在地の情報については、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。(2024年3月末時点の情報です)
 ※ 事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ(公益社団法人 国民健康保険中央会)」からお知らせください。

地図から探す

都道府県名をクリックしてください。

☒ サービスの種類を絞り込む

東京都

表示したい地域を選択してください

東京都

東京都(850)

東京都23区

千代田区(2)	中央区(5)	港区(16)	新宿区(23)	文京区(7)
台東区(7)	墨田区(10)	江東区(28)	品川区(19)	目黒区(7)
大田区(38)	世田谷区(51)	渋谷区(7)	中野区(14)	杉並区(24)
豊島区(18)	北区(20)	荒川区(21)	板橋区(46)	練馬区(27)
足立区(56)	葛飾区(34)	江戸川区(22)		
青ヶ島村(0)	昭島市(15)	あきる野市(4)	稲城市(1)	青梅市(30)
大島町(0)	小笠原村(0)	清瀬市(6)	国立市(2)	神津島村(0)
小倉井町(2)	国分寺市(6)	小平市(2)	狛江市(6)	立川市(15)

閉じる

※ 「介護サービス情報公表システム」からデータ取得が出来なかった事業所(PDF形式: 643KB)
 ※ 掲載しているデータは、公益社団法人 国民健康保険中央会より提供いただいております。(利用状況は2024年4月3日現在の情報です)
 ※ 所在地の情報については、介護サービス情報公表システムのデータを使用しています。(2024年3月末時点の情報です)
 ※ 事業所が地図上で確認できない、住所が正しく表示されない等の場合は、修正をいたします。「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ(公益社団法人 国民健康保険中央会)」からお知らせください。



出所) 独立行政法人福祉医療機構WAM NET (ワムネット) ケアプランデータ連携システム利用状況
(<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>)(閲覧日:令和6年3月19日)

4) ICT 機器・介護ロボットを積極的に活用している法人・介護事業所の把握

- ・その他、ICT 化に積極的な法人・介護事業所の情報については、厚生労働省「ICT 導入補助金」や「介護ロボット導入補助金」に過去応募したことのある法人・介護事業所の情報が参考になります。
- ・また、介護ロボット導入支援事業等の機会を活用し、既に ICT 機器や介護ロボットを導入したことのある法人・介護事業所についても把握を行ってください。
- ・上記の情報を把握していない場合は、P2 で紹介している厚生労働省「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」等の枠組みを活用し、新規で興味関心のある法人や介護事業所を募集することもできます。

5) 地域包括支援センターを中心とした普及について以下

- ・令和6年10月11日厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長通知にて更新された「ケアプランデータ連携標準仕様」では、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書について、標準的なデータ形式を定め、令和7年4月からは、地域包括支援センターと委託先または保険者からの直接指定を受けている居宅介護支援事業所、介護予防・総合事業サービス事業所との間のケアプランデータ連携システム上でのデータ連携が可能になる予定です。
- ・地域包括支援センターは日頃、地域資源として幅広い介護サービス事業所との関係性を構築しているため、地域包括支援センターを中心としてデータ連携を普及することが有効ということが、以下の鳥取県米子市の事例からも見られています。現在、どの介護事業所を軸として連携促進を進められるか悩まれる保険者様におかれましては、ぜひ地域包括支援センターでの連携開始をきっかけとして、地域包括支援センターを中心とした連携促進を図ることをご検討ください。

【コラム】地域包括支援センターを中心とした普及事例（鳥取県米子市の場合）

- 鳥取県米子市では、管内地域包括支援センター7カ所を中心として、導入状況に合わせたアプローチを検討し、事業を実施しました。
- まず、令和6年11月に、市内の介護サービス事業所に対してケアプランデータ連携システムの利活用状況に関する調査を実施し、現状把握を行いました。（151事業所が回答）そこで把握された内容を基に、「システム導入済み」、「未導入」、「これから導入予定」の3つに分けて包括圏域ごとに一覧化した上で地域包括支援センターと情報を共有し、以下の取組を実施しました。
 - ・ 居宅連絡会や地域ケア会議など、地域包括支援センターと圏域内事業所が顔を合わせる機会等を活用した、システムの周知啓発・導入に関する声掛けの実施
 - ・ 令和7年1月開催の「ケアプランデータ連携システム普及研修会」の周知・参加勧奨の実施
 - ・ 圏域事業所に対するライセンス料補助に関する情報提供等
 - ・ システムの導入に関して悩みを抱えておられる圏域事業所の市へのつなぎ支援
- 地域包括支援センターを通じた介護事業所への周知や声掛けについては、普段から事業所との関わりが多く現場目線での周知が可能のため、より効果的に周知することができました。
- 研修会については、既に導入している地域包括支援センター及び介護サービス事業所に登壇していただき、ケアプランデータ連携システムの導入・使用にあたっての経緯、使用感想、課題等を共有することで、未導入の事業所において導入に向けた現場目線での詳細なイメージを掴めるように努めました。

鳥取県米子市の取組 ～導入状況毎のアプローチ

地域包括支援センター（7カ所）と連携
導入状況に合わせたアプローチを検討

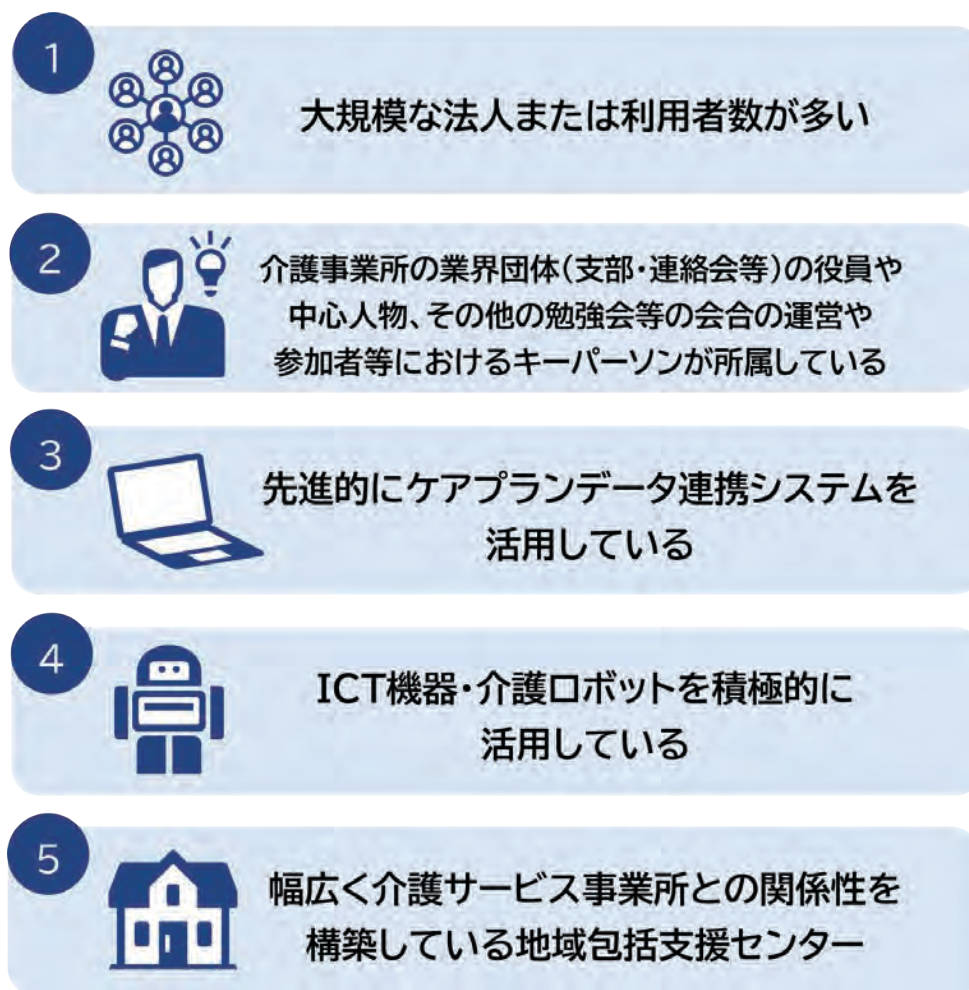
想定されるアプローチの例			
導入状況	活用状況	理由	具体的なアプローチ
導入済	活用できていない	操作が難しい（よくわからない）	デモ機を利用した操作説明会（研修会）の開催（国保連と連携）／圏域内の活用事例の紹介
		管内の普及不足	導入を希望する事業所への個別勧奨
未導入		システムを知らない	周知啓発／圏域内の活用事例の紹介
		費用対効果が不明瞭	効果診断
		導入費用の捻出が困難	導入費の助成（鳥取県と連携）
		操作に不安がある	デモ機を利用した操作説明会（研修会）の開催（国保連と連携）／圏域内の活用事例の紹介

出所)米子市「利活用状況に関するアンケート調査を実施しました」
(<https://www.city.yonago.lg.jp/45002.htm>)（閲覧日:令和7年3月25日）

- 米子市では、令和7年2月21日時点で申請数111件、申請率33.0%であり、一定の普及効果が見られました。

出所)厚生労働省「ケアプランデータ連携システム周知資料」
(https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/202502_mhlw_careplansys.pdf)（閲覧日:令和7年3月5日）

図表 13 中核の事業所となり得る法人・介護事業所



(2)連携促進の戦略の策定

- ・ 上記「(1)介護事業所間の関係に関する地域分析」が済みましたら、その分析結果をもとに、連携促進のために地域でどのような方法で進めるか、連携促進のための戦略を検討し、策定します。この戦略は複数の市町村で連携して策定・実施することも可能です。
- ・ 本事業では、地域における連携促進のために令和5年度一年間、5つのモデル地域において、以下の図表14の大きく二つの連携促進のための戦略をもとに、研修会やキャンペーン等を実施しました。
- ・ 一般的・広範囲での全事業所への普及啓発については、自治体主催で研修会等とケアプランデータ連携システム普及のためのキャンペーンを実施し、キャンペーンに応募いただいた介護事業所間や、既にケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所間で普及促進を図ることを指します。
- ・ 中核事業所からの複数の自治体にわたる広域的な普及啓発については、地域の中で中心となる居宅介護支援事業所を中心に、その居宅介護支援事業所とケアプランのやり取りをしている近隣の居宅サービス事業所を巻き込むことで普及啓発を図ることを指します。図表 14 では居宅介護支援事業所が中心となっていますが、居宅サービス事業所を中心に、居宅介護支援事業所を巻き込むことで普及啓発を図ることも考えられます。
- ・ 各戦略に応じて実際に実施していく内容については、下記のP27の「(1)研修会の実施」以降をもとに具体について検討してください。(下記以外の独自の内容で実施することも可能です。)
- ・ 上記連携促進の戦略は自治体規模や連携できる自治体の範囲によって異なります。規模の大きい自治体では連携促進にあたる体制をより確保しやすい可能性がありますが、一方で規模の小さい自治体では介護事業所との関係が近いいため、日々関係性の構築や把握ができているため、その関係性を活用し、速やかかつ手厚い取組を開始できるというメリットがあります。

【コラム】保険者としての連携促進の戦略の策定事例(奈良県生駒市の場合)

- 奈良県生駒市では第9期介護保険事業計画にて介護現場の生産性向上・業務改善への支援の【重点施策】としてケアプランデータ連携システムの導入支援を実施することを明記することで、保険者としての連携促進の姿勢を改めて示しました。

● 介護現場の生産性向上・業務改善への支援【重点施策】

介護ロボット、ICTの導入支援事業

介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用することにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化で生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充てるなど、介護サービスの質の向上にもつなげていくことです。

この取組みを進めるため、介護ロボットの導入支援のほか、令和6年度からケアプランデータ連携システムの導入支援や事業所指定等申請業務の電子化・標準化を実施します。これらのシステムの利用を支援することにより、介護現場の業務負担軽減を図り、介護サービスの質の向上に取り組めます。



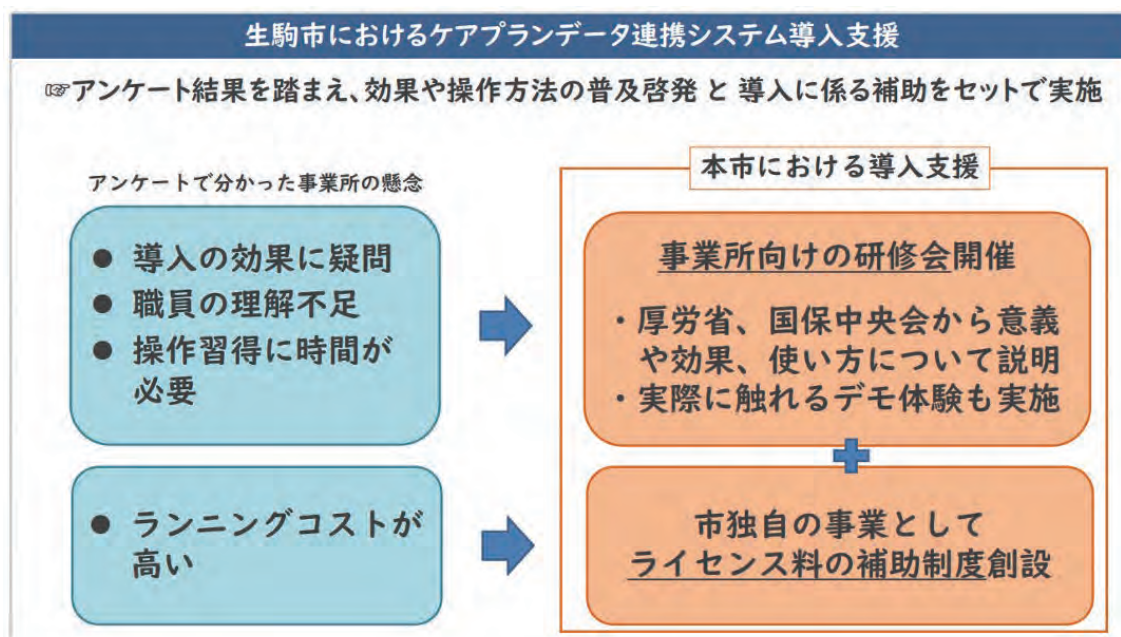
3 介護現場の生産性向上・業務改善への支援【重点施策】（P.103）

項番	施策・事業名	内容
5章-15	運営推進会議での助言指導【再掲】	※【初出】1章-51
5章-16	ケアプランデータ連携システム導入支援	介護事業所の文書作成に要する負担を大幅に軽減することで、介護現場の負担軽減を図るだけでなく、生み出した時間を直接的な介護ケアにあてるなど介護サービスの質の向上につなげるため、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間の情報連携をする「ケアプランデータ連携システム」の研修会を実施し、システムの導入支援を行います。

出所)奈良県生駒市「第9期介護保険事業計画」

(<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000034/34827/honpen.pdf>, <https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000034/34827/gaiyou.pdf>) (閲覧日:令和7年3月5日)

- また、市独自の連携促進の独自の事業として、ケアプランデータ連携システム導入支援補助金を設けるとともに、研修会を実施しました。また研修会の実施の前にはケアプランデータ連携システムの導入に係る事業所の意向を把握し、また実施後にも研修会を受けての事業所の状況について把握を行いました。



研修会アンケート結果①

- ▶参加者の属性については、「経営者・管理者」「現地スタッフ」のどちらも多かった。
(同じ事業所の経営者・管理者と現地スタッフが一緒に参加している場合も多かった。)
- ▶システム導入にあたっては、「使いやすいシステムかどうか」が最も重視されている。
次いで、「現場負担の軽減」「サポート体制」「安心安全」が重要視されている。

参加者属性	回答数
経営者・管理者	31
現地スタッフ	22
その他(主に事務)	18
IT管理者	3
未記入	12
総計	86

導入にあたり重視すること(複数回答)	回答数
1位 使いやすいシステムかどうか	65
2位 現場の負担が軽減されるかどうか	53
3位 サポート体制が整っているか	31
4位 安心安全なシステムかどうか	30
5位 周囲の評判や口コミ	3
6位 知名度やお墨付き	1

研修会アンケート結果②

導入意向について	回答数
今年度内に導入予定	25
導入済み	12
3カ月以内に導入予定	5
1か月以内に導入予定	2
導入したくない	1
未記入	41
総計	86

☞ 研修会に参加した事業所のうち「導入済み」「未記入」(※)を除くと、**約97%**の事業所が今年度内に導入をする意向

(※)「未記入」については、研修会に参加した者が導入についての決定権を持っていなかった等

自由記載(一部抜粋)

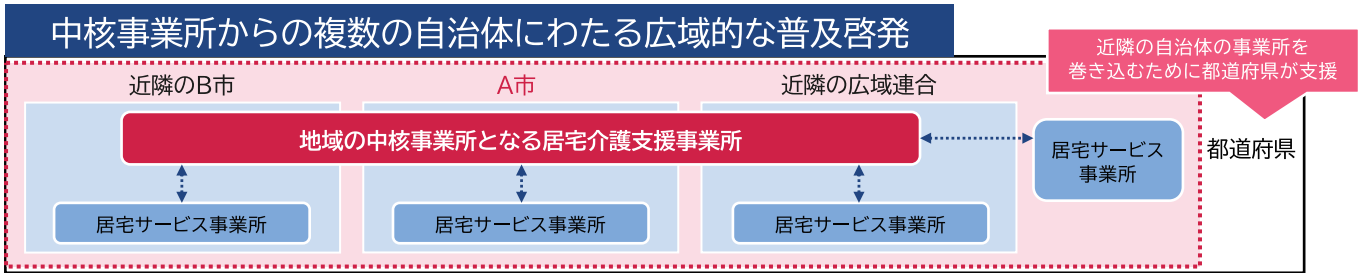
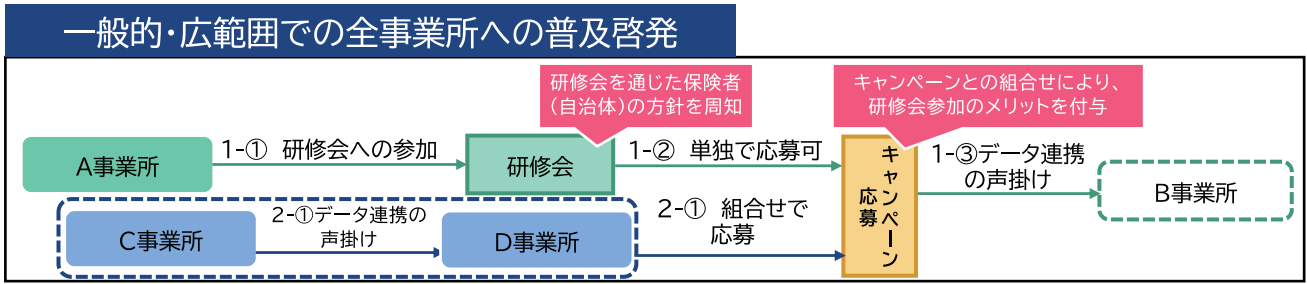
- 実際の操作のデモンストレーションを拝見して、イメージがとてもよく分かりました。
- 活用してみないとわからないが、活用していきたい。
- 実績、給付管理だけでもすぐに利用したい。
- ぜひ80%以上の事業所が参加されるようにしていただきたい。少数なら意味がない。
- 事業所で推進しようとしている段階であり、導入したいと考えています。
- 実績業務に時間を要していたので、これを用いることにより業務効率化が図れることに期待します。
- 補助金などのサポートがあるのでありがたいです。

出所)奈良県生駒市(福祉部介護保険課)「ケアプランデータ連携システム導入支援について」
(https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/20240626_cp_city-ikoma.pdf) (閲覧日:令和7年3月5日)

- 上記のように保険者独自でデータ連携促進に早めに取り組むことで、生駒市の2025年2月21日時点でのケアプランデータ連携システムの申請率は27.3%と全国上位に上がりました。

出所)厚生労働省「ケアプランデータ連携システム周知資料」
(https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/202502_mhlw_careplansys.pdf) (閲覧日:令和7年3月5日)

図表 14 連携促進のための戦略の例



(3) 連携促進に当たる指導指針等の取り決め

- ・介護事業所のデータ連携の開始を阻害する要因の一つとして、保険者による文書の電磁的保管や押印省略等の解釈や実地指導における方針について、介護事業所が十分に把握していないことも挙げられています。
- ・令和3年度介護報酬改定では、「文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進として、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応を原則認める」旨が改定されました。
- ・また、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企発第29号)」では「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける」とされていますが、その際の利用者への説明・同意についても、「電磁的記録による対応を原則認める」とされています。
- ・そのため、ケアプランデータ連携システム上でデータ連携を行った居宅サービス計画書およびサービス利用票(提供票)については、電磁的な方法での保管が可能となっています。
- ・上記の改定内容等を踏まえ、なるべくペーパーレスでデータ連携を行えるように保険者としての指導指針を整理し、管内介護事業所へ周知してください。P27の「(1)研修会の実施」の内容の一部としても含めることも有効です。
- ・また、介護事業所に対する指導・監査が別部署に分かれている場合は、取りまとめた指針の内容を共有してください。

図表 15 令和3年度介護報酬改定における電磁的方法による書類の保管について

令和3年度介護報酬改定における文書負担軽減や 手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- 令和3年度介護報酬改定では、文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進として、以下の改定等を行う。

①利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

②員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

③記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。また、記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

④運営規程等の掲示に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

文書保管の電子化：「電磁的記録等」に係る規定を新設

- 以下の対応を原則認めるため、指定基準において、「電磁的記録等」に係る規定する規定を新設した。
- ・介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等についての電磁的な対応
 - ・書面で説明・同意等を行うものについての電磁的記録による対応

(例)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

第十五章 雑則

（電磁的記録等）

第二百七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五條、第一百五條の三、第一百九條、第一百九條、第一百四十條（第一百四十條の十三において準用する場合を含む。）、第一百四十條の十五、第一百四十條の三十二、第一百五十五條（第一百五十五條の十二において準用する場合を含む。）、第一百九十二條、第一百九十二條の十二、第二百五條、第二百六條及び第二百六條において準用する場合を含む。）及び第百八十一條第一項（第一百九十二條の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

図表 16 連携促進にあたる保険者の指導指針の例(東京都武蔵野市の場合)

14

制度の再確認

ケアプランへの同意と介護サービス事業所への交付

Q. ケアプランについて、利用者の同意が得られたサイン入りのものを、居宅介護支援事業所からサービス事業所に交付している。本システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

- 「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いとは異なるため、切り分けて考えるべきである。
- ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表 サービス利用票（控）に利用者の確認を受けることとしている。
- ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表 サービス利用票（控）の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できる。
- このため、本システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無をサービス事業所が確認する必要はない。同様に、第6表の利用者同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はない（※）。
（※）サービス事業所に交付する第6表は、サービス利用票に基づいて作成される「サービス提供票」であり、そもそも利用者の確認を受ける書類ではない。

23

関連規定と解説

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）

第13条

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企発第29号）

居宅サービス計画書記要領

第6表：⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

① ケアプランの原案に対して同意を得る。

※原案から変化がない場合、原案がそのままケアプランになる。

※同意を得る方法としては、電磁的な方法や、ケアプランに同意欄を設ける、同意書のような書類への署名や捺印がある。武蔵野市近隣の居宅介護支援事業所においては、第1表に同意欄を設けて署名または捺印をもらう場合が多い。

※介護システム上に「ケアプラン」が保存され、「印刷されたケアプラン」の第1表に同意の署名等が入っているという運用の事業所が多い。

② 利用者と介護サービス事業所にケアプランを交付する。

※交付するのは「ケアプラン」であり、「印刷されたケアプラン（同意の署名等があるもの）」である必要はない。

③ 第6表に利用者確認（電磁的方法や署名、捺印等）を受ける。

※利用者の確認が必須になるのは「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）」である。そのため、介護サービス事業所に交付する第6表「サービス提供票」に利用者確認の署名等が入っている必要はない。

実地指導における取り扱い

■ サービス提供票の交付

- 本システムによる交付（送受信履歴等）が確認できれば問題ない。

■ サービス提供票の保管方法

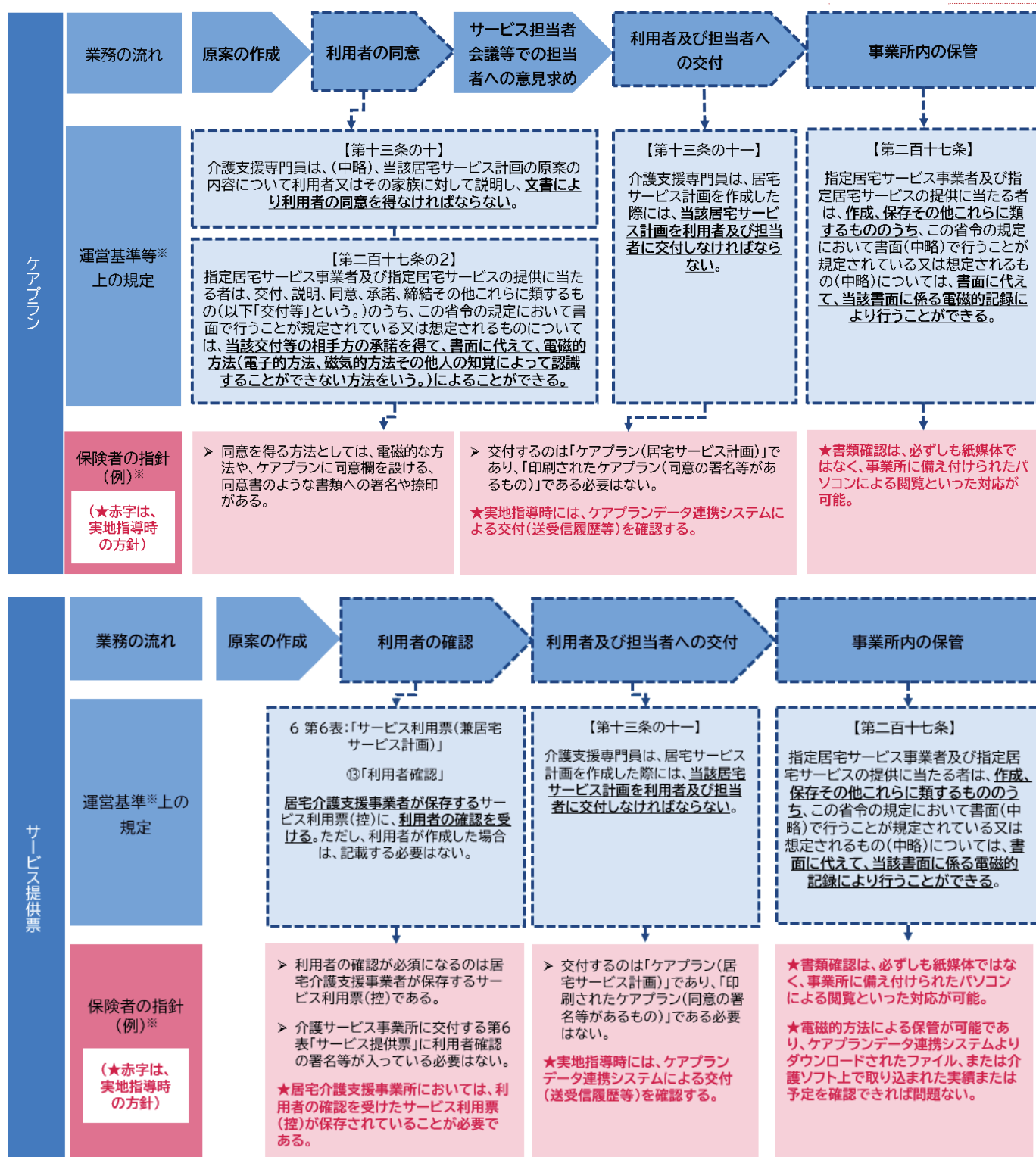
- 電磁的方法による保管が可能であり、本システムよりダウンロードされたファイル、または介護ソフト上に取り込まれた実績または予定を確認できれば問題ない。
- 居宅介護支援事業所においては、利用者の確認を受けたサービス利用票（控）が保管されていることが必要になる。

※上記の書類に限らず、実地指導における書類確認は、必ずしも紙媒体ではなく、事業所に備え付けられたパソコンによる閲覧といった対応が可能。利用者の同意を署名や捺印で得ている場合、当該書類については実際に同意を得た書面が必要になる。

※この場合、実地指導に何名職員の数に応じた端末の準備や介護ソフトの使用方法的説明等を要する場合があるため、パソコンによる閲覧を希望する場合は予めご相談いただきたい。

出所) 東京都武蔵野市提供資料

図表 17 ケアプランデータ連携システムに関する保険者の指針のとりまとめ



※厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、厚生労働省「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日号厚生省令第38号)、厚生労働省「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企発第29号)

※出所)厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001255599.pdf>、閲覧日令和7年1月24日)

3. 地域の連携促進の取組の実施

- ・ 上記2.で策定した連携促進の方針をもとに、以下のような取組を実施します。
- ・ 令和5年度事業のモデル事業では、図表18に示した流れで、ケアプランデータ連携システムの導入までの見学・相談体制の構築、研修会の開催、利用開始事業所への伴走型支援等、地域の特性に応じた内容を実施しました。参加自治体ごとに、必要な内容を取捨選択して実施しました。モデル事業の詳細については、P34の「(2)キャンペーンの実施」のコラムをご参照ください。

図表 18 本事業のモデル事業の全体の流れ(再掲)

	自治体(保険者)における 課題解決策	自治体における 実施内容
1	連携開始までの流れの整理	■ 事業所情報の確認から連携開始までの流れの検討
2	ケアプランデータ連携 システムの普及啓発	■ 情報提供 ■ 研修会の開催(対法人・事業所)
3	指導方針の見直し	■ 見直しが必要な指導指針の検討 ■ 見直し結果に関する事業所への周知
4	見直しの参考となる資料や事例の提供	■ 見直しの参考となるモデル事業所の育成 →モデル事業所への見学 ■ 体制等の構築 ■ 相談窓口の運営

(1) 研修会の実施

- ・ **連携促進のためには、まず地域の法人・介護事業所に対し、地域として連携促進に取り組むことを宣言することが有効です。**また、データ連携の開始を阻害する要因の一つとして、保険者による文書の電磁的保管や押印省略等の解釈や実地指導における方針について介護事業所が十分に把握していないことが挙げられています。**研修会等を通じて、保険者としての解釈を合わせて示すことで事業所側の不安を解消することも、連携促進を進める中で一つの重要なポイントです。**
- ・ 実際に令和5年度事業のモデル地域で実施した研修会の詳細について、図表19にて示しています。研修会の開催の際のポイントについて、以下をご参照ください。また、この研修会は単独の開催だけでなく、自治体で既に行っている集団指導や研修会、事業所連絡会等の機会にあわせて開催することも可能です。
 - ▶ なるべく多くの法人・介護事業所が参加できるように配慮する：時間帯について適切に配慮し、オンラインによる参加も可能とします。
 - ▶ 法人・介護事業所が興味を持ちやすいようなテーマを設定する：ケアプランデータ連携システム単体での開催以外に、介護保険制度や介護報酬改定等のその他のテーマと組み合わせての開催も可能です。
 - ▶ 研修会の参加のメリットを設定する：令和5年度事業のモデル事業では、キャンペーンの参加要件として一般的には「居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の組み合わせでの参加」としたうえで、研修会に参加いただいた場合のみ1事業所単独での応募も可能にしました。そうすることで、研修会の参加のメリットを設定し、参加を促しました。キャンペーンの詳細については、P35の「図表 25 データ連携促進のためのキャンペーンの例とポイント」をご参照ください。
- ・ また、研修会の開催の負担を減らすためには以下の取組も有効です。
 - ▶ 公益社団法人国民健康保険中央会の「ケアプランデータ連携システム」のページや「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」に掲載されている既存の資料を活用します。
 - ▶ 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」では、各介護事業所におけるデータ連携による費用対効果を診断できる「かんたんシミュレーションツール」を公開しております。研修会に参加された介護事業所において効果を実感できるよう、研修会の際に周知することも効率的です。
 - ▶ 公益社団法人国民健康保険中央会では、国民健康保険団体連合会を通じて、自治体や事業者団体の研修会等へ本システムの普及促進のための講師派遣等の取組を行っています。詳細について国民健康保険団体連合会へお問合せの上、ご利用ください。

図表 19 データ連携促進のための研修会の例(静岡県静岡市の場合)

静岡市限定！

研修参加者向け特典あり！

「ケアプラン連携システム」普及啓発研修会

データ連携で作業時間の削減やコスト削減が期待できます！

令和5年4月より介護事業所における業務効率化を図るために、ケアプランデータ連携システム(以下、本システム)が本格稼働しました。本システムが対象とする業務は、持参、郵送、FAX等により行われていることが一般的で、現在はデータ連携による連携と従来方式による連携が混在していると考えられます。今後、本システムの利便性を向上させるには、地域一体で取り組むことが重要となります。

今般、本システムの導入・利用促進を目的として、「ケアプラン連携システム」普及啓発研修会を下記のとおり開催することと致しました。是非ご参加の程、宜しく願い申し上げます。

開催日時

 令和**5**年**10**月**16**日(月) **14:00-15:00**

開催方法

 オンラインセミナー(Zoomで開催)

申込方法

 下記URLより、
10月13日(金)17:00までにお申し込みください。

対象者

静岡市内の居宅介護支援事業所・サービス事業所

時間	内容	登壇・発表
14:00-14:10	本システム運用の社会的・制度的な背景	厚生労働省
14:10-14:30	本システムの概要(主な機能やシステムを使用した業務フローなど)	国民健康保険中央会
14:30-14:40	本システムの利用に関する自治体としての方針	静岡市
14:40-14:45	データ連携促進モデルのキャンペーン概要	株式会社三菱総合研究所
14:45-15:00	質疑応答	

※内容は今後変更の可能性があります。

主催 | 厚生労働省

共催 | 静岡市

問い合わせ先 | 株式会社三菱総合研究所
「地域におけるデータ連携促進モデル」事務局

図表 20 国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムに関する情報

公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

サイトマップ

個人情報等の取り扱いについて

文字

標準

拡大

ホーム

関係制度の概要

統計情報

審査情報

システム情報

制度関係資料等

会員専用ページ

ホーム

システム情報

介護保険システム

ケアプランデータ連携システム

ケアプランデータ連携システム

メニュー

システムの導入

ーケアプランデータ連携システムとはー

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において様々な取組が行われてきています。

その取組の一環として、厚生労働省にて、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票(予定・実績)をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開されました。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

さらに、この調査研究結果を踏まえ、安全な環境で効果的にデータ連携を可能とするため、「ケアプランデータ連携システム」の構築を行うこととし、令和2年度より調整を進めてきています。本会では、厚生労働省からの依頼により、このシステムの構築・運用を実施しています。

お知らせ

※各種情報を随時更新いたします。

■【2024.04.01】利用申請の更新のお知らせについて new!

利用更新のお知らせを、利用開始から1年が経過される方へ、順次郵送しております。

同封しております専用申込フォームURLから、事前のお申込みができます。

ご不明な点は、ヘルプデスクサポートサイトまでお問合せください。 [ヘルプデスクサポートサイト「お知らせ一覧」](#) [【外部サイト】](#)

■【2024.04.01】厚生労働省介護保険最新情報「ケアプランデータ連携システム」関連の掲載について new!

厚生労働省 介護最新情報vol.1234 (3/28付)「ケアプランデータ連携システム」機能更新等の情報がアップされました。

出所)公益社団法人国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システム
(<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>)(閲覧日:令和6年3月19日)

図表 21 ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクポータルサイト 介護サービス事業所の皆様へ

ケアプラン
データ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧

介護サービス事業所の皆様へ

よくあるご質問

インタビュー

お問い合わせ

製品ダウンロード

検索

コンテンツ

介護サービス事業所の皆様へ

ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムの特徴や機能、画面イメージ等についてご説明します。

ケアプランデータ連携システムの概要と操作説明

Chapter

> 1.システム概要

> 2.利用方法 (共通操作)

> 3.予定の送信 (居宅介護支援事業所)

> 4.予定の受信 (介護サービス事業所)

> 5.実績の送信 (介護サービス事業所)

> 6.実績の受信 (居宅介護支援事業所)

出所)公益社団法人国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト 介護サービス事業所の皆様へ
(https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html#message_products)(閲覧日:令和6年3月19日)



シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。

たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。



30秒で費用対効果を簡単診断



削減できる金額・時間が数値で見える化



事業所ごとの数値シミュレーションが可能

出所)公益社団法人国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト かんたんシミュレーションツール
概要資料・使い方ガイド

(https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/01/240126_simulationtool_guide.pdf)

(閲覧日:令和6年3月19日)

- ・ 研修会の内容としては、以下の内容を含めることが有効です。
 - ▶ 実際にデータ連携を活用した介護事業所の例：WAM NET (ワムネット) より把握したケアプランデータ連携システムを利用開始している介護事業所へ声掛けし、実際に研修会に登壇いただく方法以外にも、「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」に掲載されている介護事業所のインタビュー記事等もご活用いただけます。
 - ▶ 市町村としてのデータ連携促進の姿勢・関連指導方針の取りまとめ：P25 の「(3)連携促進に当たる指導指針等の取り決め」で取りまとめた内容を中心に説明します。
- ・ 研修会の受講前後に参加(予定)者に簡単なアンケートを実施することが有効です。
 - ▶ 受講前の受付の段階で申込と同時に簡単に参加者の研修会に対する要望や期待を把握すると、該当する内容を盛り込む方向で活用ができます。
 - ▶ また、受講後の参加法人・事業所における今後のデータ連携の予定や課題等について把握することで、研修会の効果を把握することができ、かつ P18 の「(2)連携促進の戦略の策定」にも役立たせることができます。この受講後のアンケートは、P38 の今後の意向調査を兼ねて実施することができます。
 - ▶ 本手引きの参考資料として P45 に公開している意向調査アンケートのひな型もご活用ください。

図表 23 研修会プログラムの詳細

説明すべき事項	詳細
ケアプランデータ連携システムの普及促進に対する自治体としての意思表示	自治体として取り組む目的や目標を説明する。 説明例:業務負担の軽減につなげ、就労環境の改善につなげる。また、業務負担を軽減することで直接介護の時間を増やし、ケアの質向上につなげる。
ケアプランデータ連携システムの効果	- 厚生労働省や国民健康保険中央会の資料も活用しながら説明する。 - 特に、国民健康保険中央会にて提供している個別事業所の効果の診断ができるかんたんシミュレーションツールについても説明する。
自治体におけるケアプランデータ連携システムの導入状況	WAM NETを用いて、現在どのくらいの事業所がケアプランデータ連携システムを導入しているか紹介する。
運営指導における取扱い・保険者としての見解（利用者の同意の確認）	説明例:利用者への説明・同意についても、電磁的記録による対応が原則認められている。また、ケアプラン原案やサービス利用票における利用者の同意の有無を居宅サービス事業所側で確認する必要はない。そのため、居宅サービス事業所側へ交付するケアプランやサービス利用票には利用者の同意の有無は必要ない。
運営指導における取扱い・保険者としての見解（居宅サービス事業所への交付）	説明例:ケアプランデータ連携システムによる交付（送受信履歴）が確認できれば問題ない。
運営指導における取扱い・保険者としての見解（文書の保管方法）	- 説明例:介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応が原則認められているため、ケアプランデータ連携システム上でデータ連携を行った居宅サービス計画書およびサービス提供票については、電磁的な方法での保管が可能である。 - また、書類確認は電子媒体でも良い。
自治体に寄せられるよくある質問	自治体に寄せられるケアプランデータ連携システムに関する質問とその回答を説明する。
今後のケアプランデータ連携システムの動向	全国医療情報プラットフォームの中の介護情報基盤の一部として位置づけられており、今後活用されることを説明する。
補助金の情報	ケアプランデータ連携システムの導入や関連するICT機器の導入に関する補助金の案内をする。

図表 24 研修会プログラムの参考資料

厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」のご説明

地域の連携促進の取組の実施

研修会プログラム

- 研修会の内容としては、以下の内容を含めることが有効です。
 - 実際にデータ連携を活用した介護事業所の例
 - 市町村としてのデータ連携促進の姿勢・関連指導方針の取りまとめ
- 研修会の受講前後に参加(予定)者に簡単なアンケートを実施することが有効です。
 - 受講前の受付の段階で申込と同時に簡単に参加者の研修会に対する要望や期待を把握すると、該当する内容を盛り込む方向で活用ができます。
 - 受講後の参加法人・事業所における今後のデータ連携の予定や課題等について把握することで、研修会の効果を把握することができます。
 - 本手引きの参考資料にひな型を載せています。

説明すべき事項	詳細
ケアプランデータ連携システムの普及促進に対する自治体としての意思表示	自治体として取り組む目的や目標を説明する。 説明例:業務負担の軽減につなげ、就労環境の改善につなげる。また、業務負担を軽減することで直接介護の時間を増やし、ケアの質向上につなげる。
ケアプランデータ連携システムの効果	厚生労働省や国民健康保険中央会の資料も活用しながら説明する。 特に、国民健康保険中央会にて提供している個別事業所の効果の診断ができるかんたんシミュレーションツールについても説明する。
自治体におけるケアプランデータ連携システムの導入状況	WAM NETを用いて、現在どのくらいの事業所がケアプランデータ連携システムを導入しているか紹介する。
運営指導における取扱い・保険者としての見解(利用者の同意の確認)	説明例:利用者への説明・同意についても、電磁的記録による対応が原則認められている。また、ケアプラン居家やサービス利用票における利用者の同意の有無を居宅サービス事業所側で確認する必要がある。そのため、居宅サービス事業所側へ交付するケアプランやサービス利用票には利用者の同意の有無は必要ない。
運営指導における取扱い・保険者としての見解(居宅サービス事業所への交付)	説明例:ケアプランデータ連携システムによる交付(送受信機能)が確認できれば問題ない。
運営指導における取扱い・保険者としての見解(文書の保管方法)	説明例:介護サービス事業者における記録の保存、交付等について、電磁的対応が原則認められているため、ケアプランデータ連携システム上でデータ連携を行った居宅サービス計画書およびサービス提供票については、電磁的な方法での保管が可能である。 また、書類複写は電子媒体でも良い。
自治体に寄せられるよくある質問	自治体に寄せられるケアプランデータ連携システムに関する質問とその回答を説明する。
今後のケアプランデータ連携システムの動向	全国医療情報プラットフォームの中の介護情報基盤の一部として位置づけられており、今後活用されることを説明する。
補助金の情報	ケアプランデータ連携システムの導入に関連するICT機器の導入に関する補助金の案内をする。

研修会内容に関する参考資料[1/3]

説明すべき事項	内容	参考資料	該当ページ数
本システム運用の社会的・制度的な背景	ケアプランデータ連携システムの背景を説明する	ケアプランデータ連携システムの概要	P.3-9
本システムの概要(主な機能やシステムを使用した業務フロー)	ケアプランデータ連携システムの概要を説明する	ケアプランデータ連携システムの概要	P.10-12
本システムの利用に関する自治体としての方針	ケアプランデータ連携システムの	【自治体向け】地域におけるデータ連携促進モデルの手引き	P.5, 6-15
データ連携促進モデルのキャンペーンの概要	各自治体でキャンペーンの内容を説明する	—	—
ケアプランデータ連携システムの普及促進に対する自治体としての意思表示	自治体として取り組む目的や目標を説明する 説明例:業務負担の軽減につなげ、就労環境の改善につなげる。また、業務負担を軽減することで直接介護の時間を増やし、ケアの質向上につなげる	【自治体向け】地域におけるデータ連携促進モデルの手引き	P.16-26
ケアプランデータ連携システムの効果	厚生労働省や国民健康保険中央会の資料も活用しながら説明する 特に、国民健康保険中央会にて提供している個別事業所の効果の診断ができるかんたんシミュレーションツールについても説明する	① ケアプランデータ連携システムの概要 ② かんたんシミュレーションツール	①P.7-8
自治体におけるケアプランデータ連携システムの導入状況	WAM NETを用いて、現在どのくらいの事業所がケアプランデータ連携システムを導入しているか紹介する	ケアプランデータ連携システム利用状況	—

研修会内容に関する参考資料[2/3]

説明すべき事項	内容	参考資料	該当ページ数
運営指導における取扱い・保険者としての見解(利用者の同意の確認)	説明例:利用者への説明・同意についても、電磁的記録による対応が原則認められている。また、ケアプラン原案やサービス利用票における利用者の同意の有無を居宅サービス事業所側で確認する必要はない。そのため、居宅サービス事業所側へ交付するケアプランやサービス利用票には利用者の同意の有無は必要ない	【介護事業所向け】ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集	P.5-13
運営指導における取扱い・保険者としての見解(居宅サービス事業所への交付)	説明例:ケアプランデータ連携システムによる交付(送受信履歴)が確認できれば問題ない	【介護事業所向け】ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集	P.5-13
運営指導における取扱い・保険者としての見解(文書の保管方法)	説明例:介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応が原則認められているため、ケアプランデータ連携システム上でデータ連携を行った居宅サービス計画書およびサービス提供票については、電磁的な方法での保管が可能である また、書類確認は電子媒体でも良い	【介護事業所向け】ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集	P.5-13
自治体に寄せられるよくある質問	自治体に寄せられるケアプランデータ連携システムに関する質問とその回答を説明する	ケアプランデータ連携システムヘルプデスク よくある質問	ー
今後のケアプランデータ連携システムの動向	全国医療情報プラットフォームの中の介護情報基盤の一部として位置づけられており、今後活用されることを説明する	介護現場における生産性向上について～ケアプランデータ連携システム導入のねらいと期待される効果～	P.74-78
補助金の情報	ケアプランデータ連携システムの導入や関連するICT機器の導入に関する補助金の案内をする	介護現場における生産性向上について～ケアプランデータ連携システム導入のねらいと期待される効果～	P.32-34

研修会内容に関する参考資料[3/3]

参考となる動画やインタビュー等	参考資料
ケアプランデータ連携システムに関するプロモーション動画	プロモーション動画
自治体向けオンラインウェビナー	R5年度全国自治体向けオンラインウェビナー R6年度全国自治体向けオンラインウェビナー(上期)
利用事業所の一覧	WAM-NET
専門家へのインタビュー記事	専門家インタビュー
利用事業所へのインタビュー記事	利用事業所(居宅介護支援事業所)インタビュー 利用事業所(サービス事業所)インタビュー その他利用者事業所インタビュー
ケアプランデータ連携システムヘルプデスクリンク集	参考リンク集

(2) キャンペーンの実施

- ・ 令和5年度事業のモデル地域では、早期での連携開始を促すため、キャンペーン期間中にデータ連携を開始する介護事業所に対して、一定の条件を満たすことを条件として謝礼を支払うキャンペーンを実施しました。
- ・ 同様のキャンペーンの開催を希望する場合は、P2で紹介している厚生労働省「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」等の枠組みを活用できるか、都道府県等とも協議を行い、ご検討ください。
- ・ キャンペーンを開催する際には、以下のポイントを盛り込むことが有効です。
 - ▶ アンケート配布のためにオンラインでの募集を推奨する
 - ▶ 研修に参加することでキャンペーンに応募しやすくなる等のインセンティブを設定する
 - ▶ 事業所同士の情報交換・声掛けを促進する、ペアでの参加の枠を設ける：連携促進のためには、地域の事業所同士の声の掛け合いが大事です。本キャンペーンがその声掛けのきっかけとなるよう、ペアの参加枠を設けます。中核事業所からの紹介等を条件に入れることも可能です。
 - ▶ 可能であれば、都道府県の介護生産性向上総合相談センター等から業務フロー変更のアドバイスを行う：データ連携の際には適宜、連携のための業務フローの変更が必要です。都道府県の介護生産性向上総合相談センター等から必要に応じてアドバイス等を行えると良いです。ケアプランデータ連携システムを活用した業務フローの見直しの詳細については、令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業）「データ連携を活用する事業所の業務改善を通じての生産性向上についての調査・研究」にて作成された「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」も参照してください。
 - ▶ 普及促進のために既にケアプランデータ連携システムを利用開始済みの事業所も参加できるようにする
 - ▶ 参加者に対してキャンペーンの効果を確認するためのアンケート調査を実施する（アンケート調査のひな型についてはP45以降の【参考資料】を参照してください。）

図表 25 データ連携促進のためのキャンペーンの例とポイント

- 💡 アンケート配布のためにオンラインでの募集を推奨する
- 💡 研修に参加することでキャンペーンに応募しやすくなる等のインセンティブを設定
- 💡 事業所同士の情報交換・声掛けを促進する、ペアでの参加の枠を設ける
- 💡 可能であれば、都道府県の生産性向上総合相談センター等から業務フロー変更のアドバイスを行う
- 💡 普及促進のために既に利用済みの事業所も参加できるようにする

研修会参加者向け特別枠あり！



データ連携促進モデルキャンペーン

ケアプラン連携に挑戦するなら今！デジタル化で業務効率化！

今般、市内居宅介護支援事業所および居宅サービス事業所におけるケアプランデータ連携システム(以下、本システム)の普及促進を目的として、「データ連携促進モデルキャンペーン」を下記のとおり開催することと致しました。是非ご参加の程、宜しくお願い申し上げます。

対象事業所 | ○○市内の居宅介護支援事業所・サービス事業所 ○○か所(先着順)

募集期間 | 令和●年○月○日(○)～令和●年△月△日(△)まで

※先着順のため早めに終了する可能性があります

応募先 | 下記URLまたはQRコードよりお申し込みください
リンクを添付(Webフォーム)

QR
コード

応募枠 | 事業所の実態に合わせて、下記①のA・B、②のいずれかお選びください

全枠共通の条件

① キャンペーン終了(令和6年3月)時のケアプランデータ連携システムの利用継続
② 利用開始時、キャンペーン終了時のアンケート調査への回答(オンラインで実施)

① 一般枠: 謝礼 ○○○円

A 事業所単独で応募 

市の研修会に参加

→

キャンペーン応募&利用開始

→

令和6年3月までの本システム利用継続

B 居宅介護支援事業所 + サービス事業所で応募 ※同一法人同士を除く

居宅介護支援事業所

+

介護サービス事業所

→

キャンペーン応募&利用開始

→

令和6年3月までの本システム利用継続

利用開始に伴う業務フローの変更にご協力いただくことで、さらに上乗せ！

② モデル事業所枠(先着○事業所): 謝礼 ○○○○円 

【業務フローの変更の流れの例】

業務フロー変更のためのヒアリング

→

業務フロー変更

→

業務フロー変更状況の確認※

→

キャンペーン終了時のヒアリング

※事務局への相談も可能です。

ケアプランデータ連携システムを利用開始済み事業所もご参加いただけます！ 

利用開始前、かつこれから連携先となる事業所のご紹介

+

ご紹介先にも一般枠相当の謝礼をお支払いします

+

上記の業務フローの変更へのご協力

※内容は今後変更の可能性があります。詳細は上記、応募先のリンクよりご確認ください。

主催 | ○○市

市町村章を掲載

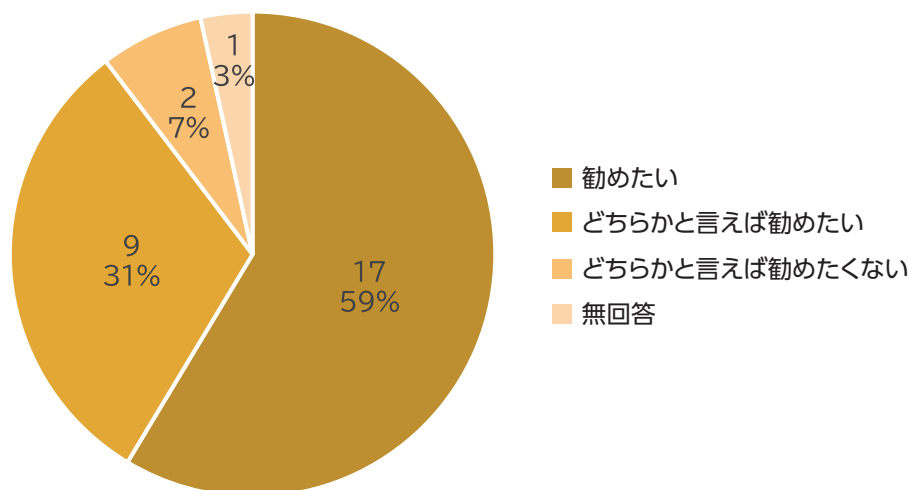
問い合わせ先 | ●●事務局

E-mail: XXX@co.jp

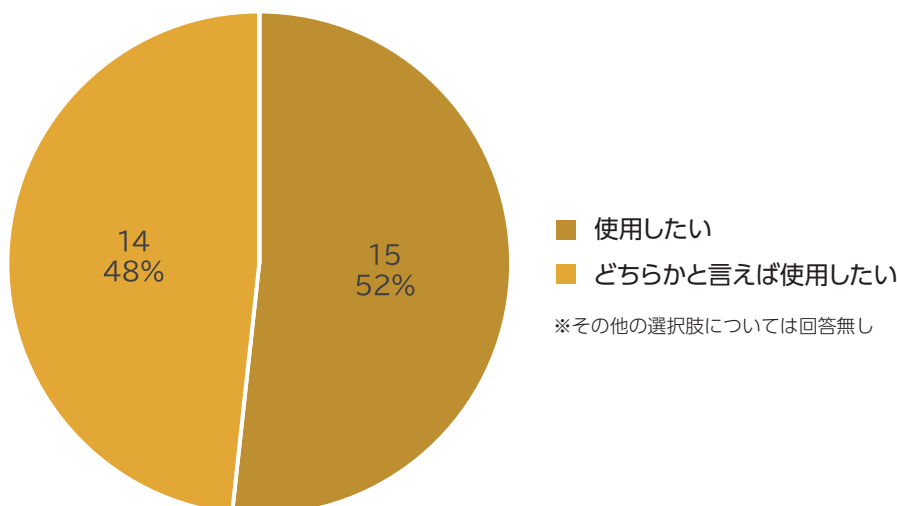
【コラム】令和5年度事業のモデル事業キャンペーンの実施結果

- 令和5年度事業のモデル事業で実施したキャンペーンについては、令和5年9月～令和6年2月にかけて、合計5つの自治体・地域の計101カ所の介護事業所に応募いただきました。
- 自治体・地域によって若干条件が異なりますが、静岡県静岡市の場合は令和6年2月までに新規でケアプランデータ連携システムを導入し、ケアプランデータ連携システムを使ってサービス提供票(予定・実績)の送信や受信を行い、ケアプランデータ連携システムの利用開始前と利用開始後に、現在の業務やケアプランデータ連携システムに関するアンケートに回答に回答いただいた場合を条件として、謝金を支払いました。(アンケートの内容は、P45の参考資料をご確認ください。)
- 101カ所の応募のうち、最終的に条件を満たしたのは69カ所でした。東京都武蔵野市では、キャンペーン開始前(令和5年8月10日時点：WAM NETより)に市内でケアプランデータ連携システムを利用していた介護事業所は8カ所であったが、本モデル事業において条件を満たした事業所は15カ所あり、一定の普及効果が見られたと言えます。
- また、図表26や図表27のように、モデル事業内で実施したアンケートでは、特に居宅介護支援事業所においたケアプランデータ連携システムに対する前向きな回答が得られました。

図表 26 居宅介護支援事業所:他の事業所にケアプランデータ連携システムを勧めたいか(択一) (n=29)



図表 27 居宅介護支援事業所:今後のケアプランデータ連携システムの使用意向(択一) (n=29)



(3)管内事業所への周知

- ・ 上記、取り定めた地域の連携促進の方針や、実施する取組の詳細については、管内事業所への周知を行います。
- ・ また、事業所への周知の際には、P34 の「(2)キャンペーンの実施」のキャンペーン参加事業所のアンケート調査で把握されたデータ連携の効果等をあわせて周知することが効果的です。
- ・ 管内事業所への周知の方法としては、自治体の介護保険に関する最新情報のページや通常の情報提供の手段として用いている FAX・郵送やメール送信等の手段を活用します。
- ・ また、あわせて P12 の「(2) 地域の介護事業所間の関係性の把握」で把握した、地域で運営されている介護事業所の業界団体(支部、連絡会等)やその他の勉強会等の会合等も介して周知を行います。
- ・ この周知は一回のみならず、繰り返し行い、図表 28 のような様々な機会を活用して行うことが重要です。

図表 28 管内事業所への周知の例(東京都武蔵野市の場合)



導入はお済みですか? ケアプランデータ連携システム体験

介護業務支援ソフトを用いたケアプランデータ連携システムの使用体験や、説明などを行います。
ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所にとって、「生産性向上」に役立つ強力なツールです。全国の事業所で導入が着々と進んでいるところですが、皆さまの事業所では、導入はお済みですか?
導入前に、実際にシステムに触れることができる貴重な機会ですので、法人や事業所のご担当者様はぜひお立ち寄りください。

・NDソフトウェア(株)
・(公社)国民健康保険中央会

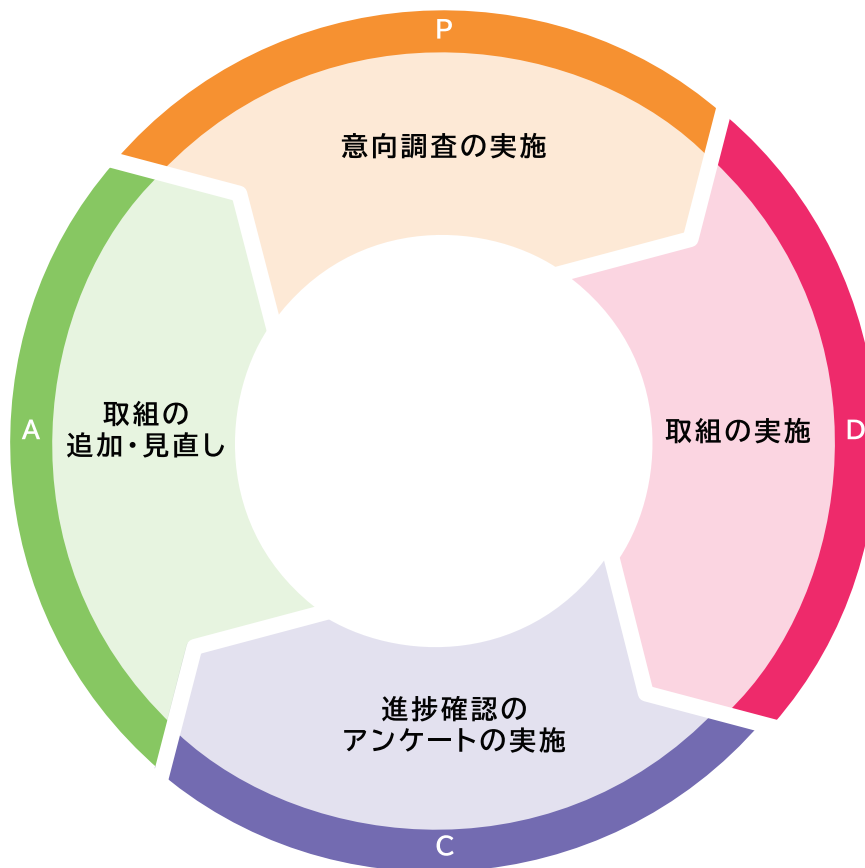


出所) 武蔵野市「広げよう! まちぐるみの支え合い ケアリンピック武蔵野2023」ホームページ
(<https://musashino-carelympics.com/>)(閲覧日: 令和6年3月21日)

(4)進捗確認のためのアンケートの実施

- ・ 令和5年度事業のモデル地域の中では、地域におけるデータ連携の現状や今後の意向について把握するため、保険者より別途オンラインによる意向調査を行い、状況を把握し、連携の普及促進のための阻害要因や今後の対策について検討している事例がありました。
- ・ この意向調査はP27の「(1)研修会の実施」で実施する研修受講後アンケートとあわせて実施することも可能です。本手引きの参考資料としてP45に掲載している意向調査のひな型もご活用ください。
- ・ またこういった意向調査を定期的の実施することで、連携促進の戦略を立てるために必要な現状や課題の把握に加え、連携の進捗状況を確認することも可能です。
- ・ 進捗確認の結果を受けて、適宜、連携促進のための取組の追加や見直し等、PDCAサイクルを適宜回すようにお願いします。
- ・ **現状、ケアプランデータ連携システムの導入に関しては、周りの事業所の様子をうかがっている介護事業所が多い傾向があります。そのため、調査の実施の際は、宛先を「介護事業所の皆様」とするのではなく、「A事業所」といったように個別の事業所ごとに宛先を変えると、より当事者意識を持っていただけます。**
- ・ また、令和7年度のケアプランデータ連携システムのフリーパスキャンペーンを活用し、地域のデータ連携を促進されたい場合は、意向調査の際にフリーパスキャンペーンの利用希望、利用予定がある場合の申込予定時期、利用予定が無い場合の理由等についても一緒に把握することが有効です。本手引きの参考資料の意向調査は、フリーパスキャンペーン関連設問も追加する形で令和7年3月改定を行いましたので、ぜひご活用ください。)

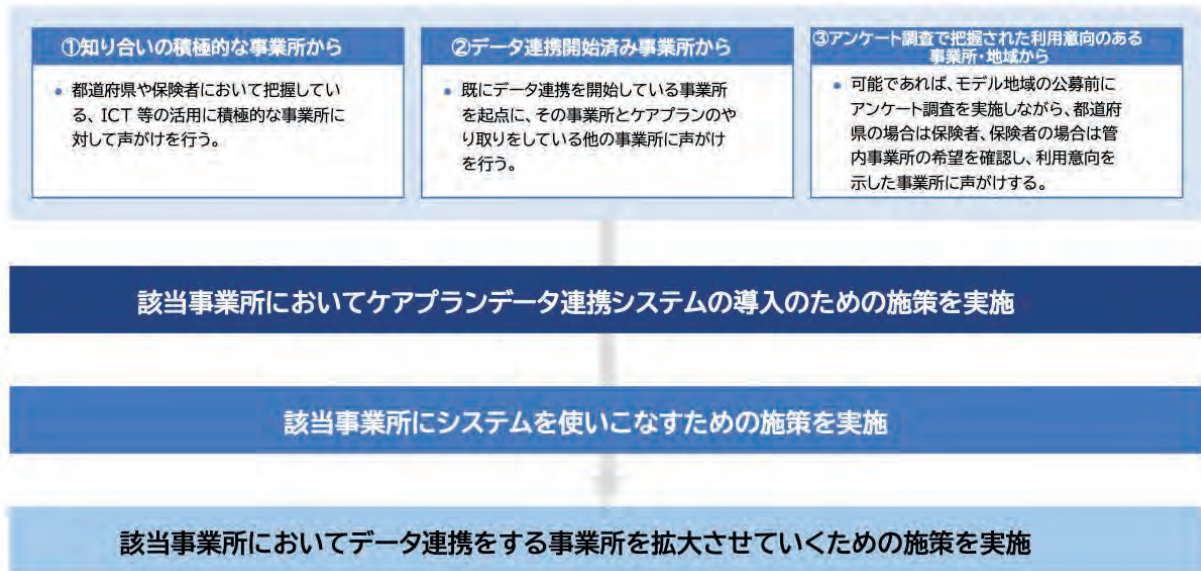
図表 29 地域の連携促進のためのPDCAサイクル



(5) モデル地域づくり事業への参画

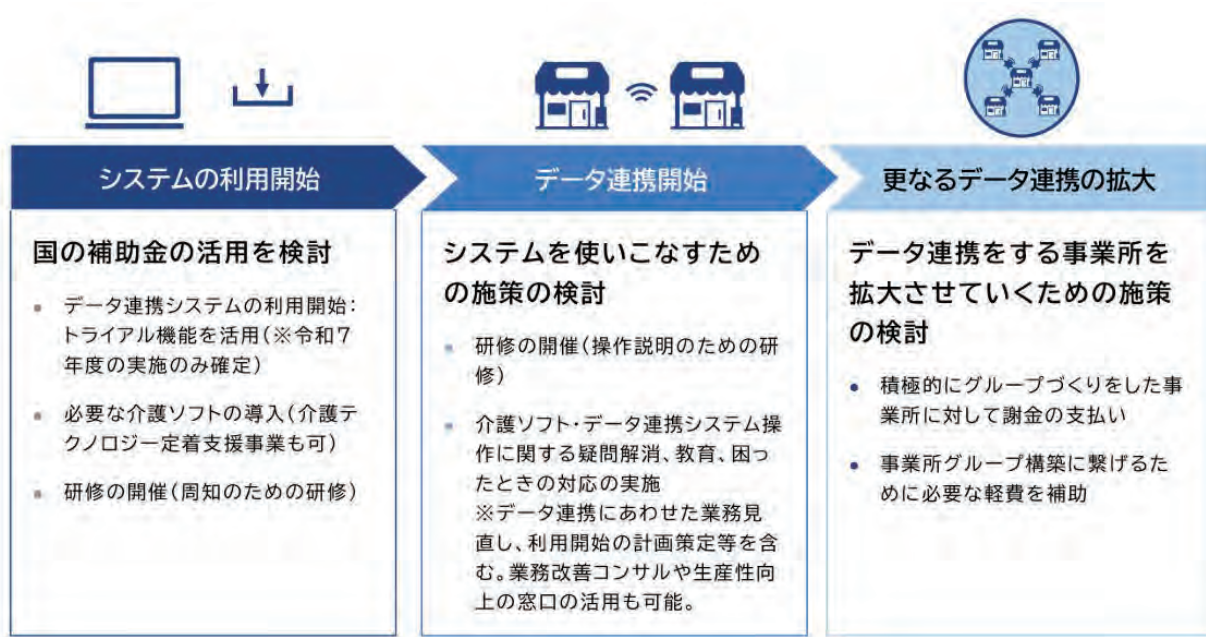
- 今後、厚生労働省または都道府県のケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業等の枠を活用し、管内事業所における集中的な普及促進を図りたい保険者さんにおかれましては、P18の「2.(2)連携促進の戦略の策定」も踏まえながら、以下の図表30のモデル地域づくり事業への参画の流れをもとに地域内での進め方についてご検討ください。

図表 30 モデル地域づくり事業への参画の流れ



- また、モデル地域づくり事業を進める際の事業の内容については、以下のデータ連携の段階に応じて様々な事業内容が考えられます。地域の状況をもとに都道府県とも相談しながら、事業内容についてご検討ください。

図表 31 モデル地域づくり事業の内容のイメージ



(6) 令和7年度すぐに取り組めること

- ・ 現在、令和7年度の都道府県のデータ連携促進関連事業実施予定がない、また保険者としても事業を立ててない保険者におかれましても、厚生労働省の令和7年度の他の事業の枠組みや既存の介護事業所とのネットワーク等を活用しながら、令和7年度中に事業が無くても進められるものがないか、ぜひご検討ください。
- ・ 都道府県における事業予定が無い場合でも、フリーパスキャンペーンを活用して管内事業所にてデータ連携を開始いただくための情報提供や周知、研修会の開催やP38の「(4)進捗確認のためのアンケートの実施」の意向調査を活用しながら管内事業所の状況の把握を行うことも有効ですので、ぜひ取り組みをお願いいたします。

図表32 令和7年度にすぐ取り組めること

	フリーパスキャンペーンを活用して管内事業所にてデータ連携を開始いただくための情報提供や周知
	研修会の開催
	意向調査を実施し、管内事業所の状況を把握

図表33 ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン(再掲)

ケアプランデータ連携システム

期間限定

≧ 今なら21,000円無料 ≦

フリーパス

キャンペーン

6月1日
スタート



フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムのすべての機能を**1年間無料**でご利用できる**期間限定のキャンペーン**です。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料

通常 21,000円/年 → **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方◎
現在利用中の方◎
一度ご利用をやめた方◎

2025年6月1日
2026年5月31日
2027年5月31日

キャンペーン期間



利用状況	2025年6月1日～2026年5月31日	2026年6月1日～2027年5月31日
初めて利用する方	新規申込 0円/年	更新時 21,000円/年
現在利用中の方	更新時 フリーパス適用 0円/年	更新時 21,000円/年

2025年4月～5月に“ケアプー”のお申し込みされた方・更新をされた方も、
2026年4月～5月の更新時に**フリーパス適用可能**です！



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

※特設ページは、3月14日(金)より公開

ケアプラン ヘルプデスク

検索



フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）

サポートサイトにて、メッセージフォームからも受け付けています。

出所) 公益社団法人国民健康保険中央会HP

(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2025/03/%E3%80%90%E3%82%B1%E3%82%A2%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E9%80%A3%E6%90%BA%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%80%91%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%91%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7.pdf>) 閲覧日: 令和7年3月10日)

4. 都道府県からの保険者への連携促進のための支援

介護事業所間の連携は一つの保険者内だけで完結するのではなく、複数の保険者、広域を跨ぐ場合が多くあります。そのため、上記2.～3.で紹介した連携促進の取り組みは一保険者単体のみだけでなく、都道府県からも保険者の取組を支援し、また管内の複数の保険者にて同様の取組を同時並行的に行うことで、より効率的に連携促進を行うことが可能です。令和5年度事業のモデル事業でも、都道府県の複数保険者にて事業を展開している中核となる法人・事業所を中心として、複数の自治体にわたる広域的な普及啓発を行った事例がありました。今後はこういった広域的な普及啓発の取り組みを都道府県が主導していくことも求められています。

特に小規模な保険者については都道府県等からの情報提供を受けて取り組みを開始すること多いことから、都道府県による働きかけや支援は、管内保険者の連携促進の底上げの重要なポイントになります。都道府県による保険者への連携促進のための支援については、下記の(1)～(3)の内容を例として積極的に実施してください。

(1) 保険者の連携促進に活用できる事業等の実施

- ・ 保険者の連携促進の取り組みに必要な予算は、保険者独自の予算だけでなく、都道府県の地域医療総合確保基金や介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業等の補助金を活用することで、より多様な取り組みの実施が可能になります。
- ・ つまり、保険者の連携促進の取り組みの多様性は都道府県の事業等の実施に起因する部分が多くあるため、都道府県としては現在として活用が見込まれない場合でも、幅広い内容の事業のラインナップを揃えておく必要があります。逆に、都道府県側の事業等の展開より、事業に興味を持ち、新規で開催する保険者もあるため、幅広い事業等を実施し、事業の内容について保険者に周知し、参加を促すことも重要です。
- ・ これらの事業はそれぞれ異なる連携促進の対象や手段を定めていますが、都道府県にて管内保険者が様々な個別事情にあわせて選択できるよう、ラインナップを揃えることが重要です。都道府県の皆様におかれましては、ぜひ、これらの事業については令和7年度の執行を前向きにご検討お願いいたします。
 - ① ケアプランデータ連携システム構築事業:フリーパス機能を活用した管内全事業所への面的な利用促進
 - ② 介護テクノロジー定着支援事業:補助金応募事業所を中心とした連携開始
 - ③ ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業:特定地域での集中的な普及促進

図表 34 厚生労働省令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進(再掲)

令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進

参考

○ケアプランデータ連携システム構築事業

- トライアル機能を実装（数ヶ月以上のフリーパス）

※令和7年度のフリーパスは1年間の予定。

※開始時期等の詳細は令和7年3月に国保中央会より公表

○介護テクノロジー定着支援事業

- 介護ソフトの要件

- ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- ② 「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

・ CSV出力・取込の資料・動画作成・公開
・ ユーザーへの積極的普及促進
・ 販売代理店への利用促進指示
・ システム連携APIの実装
等

- 補助事業所の要件

- ① 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始
- ② 5事業所とデータ連携を実施する場合は基準額に5万円加算

○ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業

- 事業所への支援

- ① 積極的にグループ作りをした謝金、タイムスタディ等への協力謝金
- ② 介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ③ 必要な介護ソフト、研修、業務改善コンサル等

- 自治体への支援

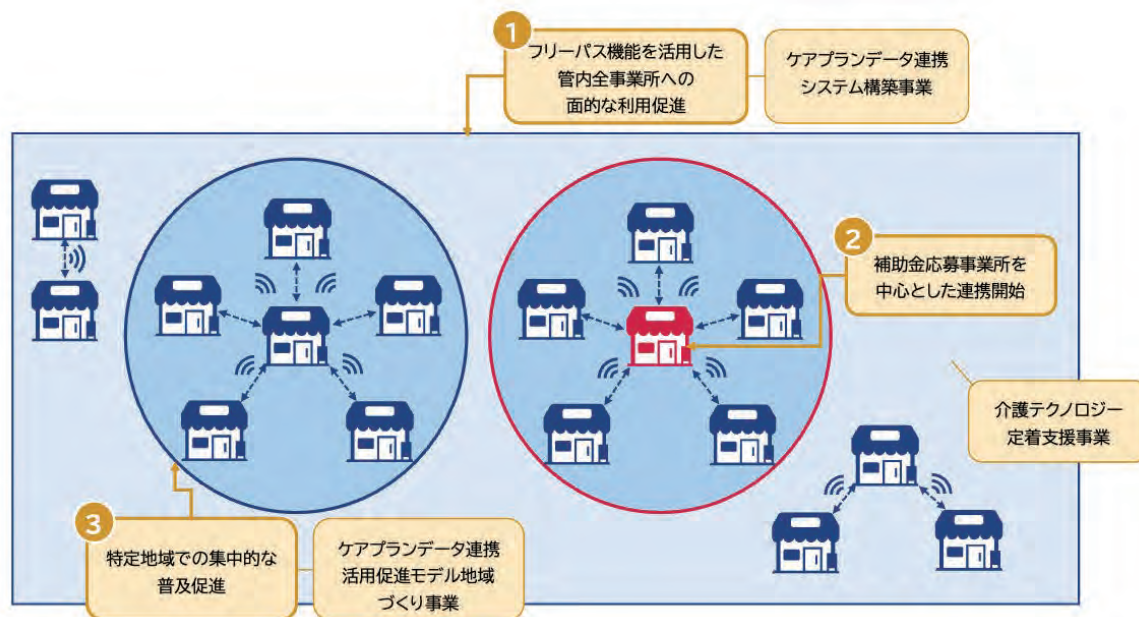
- ① デモ環境を構築するための経費

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトも自治体支援可能
(例：広報やプロモーションのお手伝い、資材の提供等)

出所)厚生労働省介護保険最新情報Vol.1351(令和7年2月6日)「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001400251.pdf>)閲覧日:令和7年3月5日)

図表 35 都道府県によるデータ連携促進のための令和7年度事業のイメージ



(2) 地域の特性の把握における支援

- ・ 地域の連携促進の中核になり得る ICT 化に積極的な法人・介護事業所の情報については、厚生労働省「ICT 導入補助金」や「介護ロボット導入補助金」に過去応募したことのある法人・介護事業所の情報が参考になりますが、地域によってはこの関連補助金や事業の応募窓口が都道府県のみとなっており、保険者ではその情報を把握していない場合があります。地域分析に際し、必要に応じて保険者は都道府県へ管内事業所の応募状況に関する情報の提供を求め、また都道府県側は積極的に情報提供を行う支援が求められます。
- ・ さらに、地域分析の際の大規模な法人・介護事業所の把握の際には、介護給付実績を活用した事業所別の利用者数の集計等のデータの活用も有効です。当該データの集計については、各都道府県の国保連合会への依頼等ができないか、検討を行ってください。

- また、地域の中核となり得る法人・介護事業所については、一保険者だけでなく、都道府県で把握している影響力のある法人がある場合は、その法人の事業所を複数、巻き込むことで、より広い範囲へデータ連携を広めることができます。その例については、P21の「図表14 連携促進のための戦略の例」の「中核事業所からの複数の自治体にわたる広域的な普及啓発」のケースをご参照ください。
- また広域な普及啓発については、「中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力を行う」定住自立圏を一つの単位として行うことも可能です。

図表 36 定住自立圏構想

「定住自立圏構想」の推進

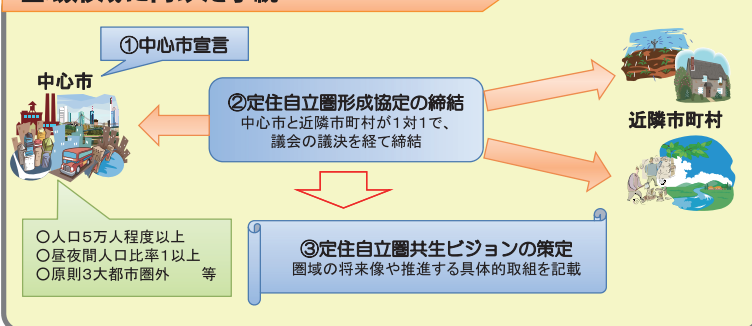
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

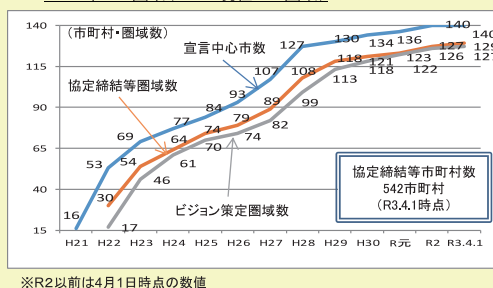
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R3.4.1現在 129圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

出所)総務省『定住自立圏構想』

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html) (閲覧日:令和6年3月8日)

(3) 地域の連携促進の取組の実施における支援

- 都道府県から保険者への連携促進のための支援については、都道府県からの直接支援のみではなく、介護生産性向上総合相談センター等を活用した支援も可能です。
- 地域の連携促進の取組においては、生産性向上やケアプランデータ連携システムの活用に関する専門的な知見からの支援が必要となる場合があります。その場面の例の一つが、ケアプランデータ連携システムを新規で利用開始する介護事業所における業務フローの変更の場面です。可能であれば、都道府県の介護生産性向上総合相談センター等から介護事業所へ業務フロー変更のアドバイスを導入のための伴走支援を行うことで、介護事業所における連携促進を図ることができます。
- また、介護生産性向上総合相談センター等より介護事業所への支援を行うだけでなく、センターにて既に把握している管内事業所の情報等も活用し、各保険者における連携促進の方針や戦略の策定についてもアドバイスを行うことが有効です。
- 都道府県は、各保険者や管内事業所に対する介護生産性向上総合相談センター等の活用を支援しつつ、特に広域での普及促進を行う際には、既に保有しているネットワーク等を活用し、管内事業所への周知を積極的に行う形での支援も可能です。
- 上記挙げられている支援は一つの例です。その他に地域の特性を踏まえ、管内保険者が必要としている支援を検討し、積極的に行いましょう。

【参考資料】

(1) 意向調査のひな型

「ケアプランデータ連携システム」普及研修会 アンケート ケアプランデータ連携システム意向調査

- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
- ⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
- ⇒数値を入力してください
- ⇒文字等を直接入力してください

事業所名			
ケアプランデータ連携システムの普及促進や事業所支援の検討のため、アンケートへのご協力をお願いします。			
(1) 回答者の氏名・連絡先をご入力ください。	氏名	フリガナ	
	電話番号 (-不要)	メールアドレス	
(2) 本日の研修内容はいかがでしたか。(択一)	☐ 1. 大変良い ☐ 2. 良い ☐ 3. 良くない ☐ 4. 悪い		
(3) 上記(2)より「3. 良くない」または「4. 悪い」を選択した場合、その理由について教えてください。(自由記述)			
(4) 本日の研修会の内容や配布資料は、ケアプランデータ連携システムの導入に役立ちそうですか。(択一)	☐ 1. 非常に役に立ちそう ☐ 2. 役に立ちそう ☐ 3. 少し役に立ちそう ☐ 4. 役に立たない		
(5) 上記(4)より「4. 役に立たない」を選択した場合、その理由について教えてください。(自由記述)			
(6) ケアプランデータ連携システムの導入状況について教えてください。(択一)	☐ 1. 導入している ☐ 2. 導入することは決まっているが、まだ導入していない ☐ 3. 現時点で、今年度に導入する予定はない ☐ 4. 導入するつもりはない		
(7) 上記(6)より「2. 導入することは決まっているが、まだ導入していない」を選択した場合、ケアプランデータ連携システムの導入の予定について教えてください。(択一)	☐ 1. 導入時期・予定が決まっている ☐ 2. 導入時期は決まっていなくても、今年度中に導入する ☐ 3. その他		
(8) 上記(7)より「1. 導入時期・予定が決まっている」を選択した場合、導入の予定時期を教えてください。(自由記述)			
(9) 上記(6)より「3. 現時点で、今年度に導入する予定はない」または「4. 導入するつもりはない」を選択した場合、導入しない理由を教えてください。(複数回答可)	☐ 1. 機能やメリットが分からない ☐ 2. 導入の方法が分からない ☐ 3. 導入している介護ソフトがケアプランデータ連携システムに対応していない ☐ 4. 同様の機能を持つ介護ソフトを使用している ☐ 5. セキュリティー面で懸念がある ☐ 6. ライセンス費用が高い ☐ 7. 経費削減につながるとは思えない ☐ 8. 事務負担や事務の種類が多くなる ☐ 9. 法人(本部・上司等上層部)の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない ☐ 10. 普及率が低くメリットが小さい ☐ 11. 運営指導に懸念がある ☐ 12. その他		
(10) 上記(9)より「3. 導入している介護ソフトがケアプランデータ連携システムに対応していない」を選択した場合、現在使用している介護ソフトを教えてください。(自由記述)			
(11) 上記(9)より「9. 法人(本部・上司等上層部)の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない」を選択した場合、説得が難しいポイントや懸念点を教えてください。(自由記述)			
(12) 上記(9)より「11. 運営指導に懸念がある」を選択した場合、どのような懸念があるか教えてください。(自由記述)			
(13) 上記(6)より「3. 現時点で、今年度に導入する予定はない」または「4. 導入するつもりはない」を選択した場合、今後導入を検討すると考えられるタイミングを教えてください。(自由記述)			
(14) 本日の研修内容やケアプランデータ連携システムについて、不明点や質問等ございましたらご記入ください。(自由記述)			
(15) フリーパスキャンペーン(令和7年6月1日～令和8年5月31日実施)について、期間中のフリーパス機能の利用意向について教えてください。(択一)	☐ 1. 利用する(キャンペーン期間中にケアプランデータ連携システムを導入する) ☐ 2. 現時点で検討中である ☐ 3. 現時点で、利用する予定はない		
(16) 上記(15)より「1. 利用する(キャンペーン期間中にケアプランデータ連携システムを導入する)」を選択した場合、予定している利用開始時期について教えてください。(自由記述)			
(17) 上記(15)より「3. 現時点で、利用する予定はない」を選択した場合、その理由について教えてください。(自由記述)			

(2) キャンペーンの利用開始前アンケート調査票のひな型

「データ連携促進モデル」利用開始前アンケート
居宅介護支援事業所 調査票

- ⇒ 該当する選択肢の横に○印をつけてください
- ⇒ プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
- ⇒ 数値を入力してください
- ⇒ 文字等を直接入力してください

事業所名															
ご記入にあたっての注意 - この調査票は事業所の管理者等、事業所全体の方針や経営について回答できる方がご記入ください。 - 特に指定の無い限り、令和●年●月●日(●)現在の状況についてご回答ください。 - 数字を記入する欄が〇(ゼロ)の場合は「0」とご記入ください。 - 令和〇年〇月〇日(〇)までにご回答ください。															
本アンケートやキャンペーン全般に関するお問い合わせ先 〇〇事務局 連絡先:															
問1. 基本情報															
(1) 貴事業所の利用者数(事業対象者は要支援認定を受けている場合のみ、要支援1または2のいずれかに含めてご回答ください。)(複数回答可)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">要支援1</td> <td style="width: 15%;">要支援2</td> <td style="width: 15%;">要介護1</td> <td style="width: 15%;">要介護2</td> <td style="width: 15%;">要介護3</td> <td style="width: 15%;">要介護4</td> <td style="width: 15%;">要介護5</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> <td> 人</td> <td> 人</td> <td> 人</td> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table>	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	人	人	人	人	人	人	人
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5									
人	人	人	人	人	人	人									
(2) 貴事業所の職員体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">実人員</td> <td style="width: 30%;">換算人員</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">常勤</td> <td style="width: 50%;">非常勤</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table> </td> <td> 人</td> </tr> </table>	実人員	換算人員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">常勤</td> <td style="width: 50%;">非常勤</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table>	常勤	非常勤	人	人	人						
実人員	換算人員														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">常勤</td> <td style="width: 50%;">非常勤</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table>	常勤	非常勤	人	人	人										
常勤	非常勤														
人	人														
(3) 事務職員(ケアマネジャー以外の職員)の配置状況	1. 配置している 2. 配置していない														
(4) 令和●年●月サービス提供分について、サービス利用票(提供票)【予定】の共有を行った居宅サービス事業所数	箇所														
問2. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)・サービス利用票(提供票)関連業務の状況															
(1) サービス利用票(提供票)【予定】の作成方法について教えてください。(複数回答可)	1. 紙で作成している → 問2(6)にお進みください。 2. 介護ソフトで作成している 3. 介護ソフト以外の電子ファイル(Word、Excel等)で作成している														
(2) 上記(1)より「2. 介護ソフトで作成している」または「3. 介護ソフト以外の電子ファイルで作成している」を選択した場合の、作成したサービス利用票(提供票)【予定】の印刷有無・単位について教えてください。(択一)	1. 利用者単位で印刷している 2. 共有先の事業所単位で印刷している → 問2(4)にお進みください。 3. 印刷していない → 問2(6)にお進みください。 4. その他 → 問2(6)にお進みください。														
(3) 上記(2)よりサービス利用票(提供票)【予定】を「1. 利用者単位で印刷している」と選択した場合、居宅サービス事業所への共有の際の事業所単位への振り分け有無について教えてください。(択一)	1. 振り分けしている → 振り分けしている場合の担当職員 1. 担当ケアマネジャー 2. 管理者または主任ケアマネジャー 3. 事務職員 4. その他 2. 振り分けしていない 3. その他														
(4) 上記(2)よりサービス利用票(提供票)【予定】を「1. 利用者単位で印刷している」または「2. 共有先の事業所単位で印刷している」と選択した場合、印刷する目的について教えてください。(複数回答可)	1. 管理者や主任ケアマネジャーによる内容の確認のため 2. 貴事業所内での保管のため 3. 利用者またはご家族への交付のため 4. 居宅サービス事業所への交付のため 5. 保険者への提出のため 6. 保険者の実地指導への対応のため 7. その他														
(5) 上記(2)よりサービス利用票(提供票)【予定】を「1. 利用者単位で印刷している」または「2. 共有先の事業所単位で印刷している」と選択した場合、印刷の担当職員について教えてください。(複数回答可)	1. 担当ケアマネジャー → 担当ケアマネジャーが印刷している理由 1. 担当ケアマネジャーの予定の作成のタイミングが異なるため 2. 担当ケアマネジャーの予定の共有のタイミングが異なるため 3. 担当ケアマネジャーの端末でしか予定の作成・印刷ができないため 4. 担当ケアマネジャー別に業務を分けているため 5. 管理者または主任ケアマネジャー、事務職員が繁忙であるため 6. 事務職員がいないため 7. その他 2. 管理者または主任ケアマネジャー 3. 事務職員 4. その他														
(6) ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)、サービス利用票(提供票)【予定】を居宅サービス事業所へ共有する際の、利用者の同意・確認(押印・署名等)の記載有無について教えてください。(択一)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">② サービス利用票(提供票)【予定】</td> </tr> <tr> <td> 1. 記載している 2. 記載していない 3. その他 </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】	1. 記載している 2. 記載していない 3. その他										
	① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】													
1. 記載している 2. 記載していない 3. その他															
(7) ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)、サービス利用票(提供票)【予定】の居宅サービス事業所への共有方法について教えてください。(複数回答可) ※「共有」とは、ケアプランデータ連携システムやFAX・メール・介護ソフト・ファイル共有サービスについては実際に送信を行うこと、郵送については発送を行うこと、持参については直接先方へ持ち込むことを指します。 ※ファイル共有サービスとは、事業所内外の任意の相手と書類や画像などをやり取りできるオンラインのツールを指します。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">② サービス利用票(提供票)【予定】</td> </tr> <tr> <td> 1. ケアプランデータ連携システム 2. 郵送 3. FAX 4. 持参 5. メール 6. 介護ソフト 7. ファイル共有サービス 8. その他 </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】	1. ケアプランデータ連携システム 2. 郵送 3. FAX 4. 持参 5. メール 6. 介護ソフト 7. ファイル共有サービス 8. その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)		
	① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】													
1. ケアプランデータ連携システム 2. 郵送 3. FAX 4. 持参 5. メール 6. 介護ソフト 7. ファイル共有サービス 8. その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 該当する共有方法に○ </td> <td style="width: 50%;"> ○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)							
該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)														
該当する共有方法に○	○の場合、共有方法の割合 (共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください)														

		① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】
(8) ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)、サービス利用票(提供票)【予定】の居宅サービス事業所への共有の担当職員(について教えてください。)(択一) ※複数人で担当している場合は主な担当職員をお選びください。	1. ケアプランデータ連携システム 2. 郵送 3. FAX 4. 持参 5. メール 6. 介護ソフト 7. ファイル共有サービス 8. その他	1. 担当ケアマネジャー 2. 管理者または主任ケアマネジャー 3. 事務職員 4. その他	1. 担当ケアマネジャー 2. 管理者または主任ケアマネジャー 3. 事務職員 4. その他
(9) 上記(7)より「2. 郵送」「3. FAX」「5. メール」を選択した場合、氏名等の個人情報の匿名化の状況についてお聞かせください。(択一)	1. 個人情報情報は匿名化せず、作成したものをそのままFAXにて送信している 2. 個人情報について黒塗りをするなどの匿名化処理を行った上でFAXにて送信している	① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】
(10) 上記(7)より「3. FAX」を選択した場合、FAXの送付方法についてお聞かせください。(択一)	1. 直接、事業所別に送信している 2. 介護ソフト上で自動送信している 3. その他		
(11) 上記(7)より「2. 郵送」を選択した場合、郵送にかかる費用についてお聞かせください。(令和〇年〇月サービス提供分)	円		
(12) 上記(7)より「4. 持参」を選択した場合、持参にかかる費用についてお聞かせください。(令和〇年〇月サービス提供分)	円 ※持参にかかる費用には、交通費・ガソリン代等を含みます。		
(13) 上記(7)より「4. 持参」を選択した場合、持参している理由についてお聞かせください。(複数回答可)	1. 連携先事業所が併設している事業所のため 2. 連携先事業所が近所の事業所、または持参しやすい距離にあるため 3. 持参のほうが手間がかからないため 4. 連携先事業所と対面での情報共有が必要となるため 5. 連携先事業所が対面のみで連携する方針のため 6. その他		
(14) サービス利用票(提供票)【予定】の作成の際、福祉用具貸与利用分の「サービス内容」の記載単位を教えてください。(複数回答可)	1. サービスコード別(算定項目別)に記載している 2. サービスコード+TAISコード別に記載している 3. 福祉用具貸与を利用している利用者はいない 4. その他		
(15) サービス利用票(提供票)【予定】の内容に変更が生じた場合、サービス利用票(提供票)【予定】の内容を変更し、居宅サービス事業所へ共有していますか。(択一)	1. 変更が生じる度、サービス利用票(提供票)を変更し、居宅サービス事業所へ共有している 2. 変更が生じる度、サービス利用票(提供票)を変更しているが、居宅サービス事業所へ共有はしていない 3. 変更が生じて、サービス利用票(提供票)は変更していない(月末の実績より確認している) 4. その他		
(16) 居宅サービス事業所から受領したサービス利用票(提供票)【実績】および報告書の保管方法について教えてください。(複数回答可)	1. 紙で保管している 2. スキャン・ダウンロードした電子ファイル(PDF等)を保管している 3. 介護ソフト上でデータの形で保管している 4. その他	① サービス利用票(提供票)【実績】	② 報告書
(17) 居宅サービス事業所から受領したサービス利用票(提供票)【実績】の内容の確認をいつ行っているか教えてください。(択一)	1. サービス利用票(提供票)【実績】の受領次第、確認している 2. サービス利用票(提供票)【実績】の打ち込みや取り込みを行いながら確認している 3. サービス利用票(提供票)【実績】の打ち込みや取り込み後、確認している 4. その他		
(18) 居宅サービス事業所から受領したサービス利用票(提供票)【実績】の内容の確認を誰が行っているか教えてください。(複数回答可)	1. 担当ケアマネジャー 2. 担当以外のケアマネジャー 3. 管理者または主任ケアマネジャー 4. 事務職員 5. その他		
(19) 居宅サービス事業所から受領したサービス利用票(提供票)【実績】の内容の確認結果、修正が必要な場合の取り扱いについて教えてください。(択一)	1. 居宅サービス事業所へ実績の修正、再送を依頼している 2. 貴事業所で実績を修正し、居宅サービス事業所へ確認を取っている 3. その他		
(20) 居宅サービス事業所から受領したサービス利用票(提供票)【実績】の転記有無について教えてください。(複数回答可)	1. ケアプランデータ連携システムにより介護ソフト上に連携されている 2. 介護ソフト内で自動転記されている 3. 介護ソフトや電子ファイル等のデータをコピーしている 4. 介護ソフトや電子ファイル等に手入力している →手入力している場合の担当職員 1. 担当ケアマネジャー 2. 担当以外のケアマネジャー 3. 管理者 4. 事務職員 5. その他 5. 紙のまま、介護ソフトや電子ファイル等に手入力していない 6. その他		
(21) 給付管理票および居宅介護支援介護給付費明細書の作成方法について教えてください。(択一)	1. サービス利用票【実績】内容より自動で作成している 2. サービス利用票【実績】内容より一部、自動転記された内容をもとに作成している 3. サービス利用票【実績】の内容をもとに手作業で作成している 4. その他		

(22) 現在、ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有の業務の中で、負担に感じている点を選択してください。(複数回答可)	☐	1. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のための印刷に時間がかかる
	☐	2. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のためにやり取りする文書量が多い
	☐	3. 事業所内で保管する文書量が多い
	☐	4. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のための個人情報の匿名化に時間がかかる
	☐	5. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りに時間がかかる(郵送・FAX等)
	☐	6. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りに費用がかかる(郵送料・印刷代等)
	☐	7. 印刷した文書の廃棄に時間がかかる
	☐	8. サービス利用票(提供票)【実績】の転記に時間がかかる
	☐	9. サービス利用票(提供票)【実績】の転記ミスが多い
	☐	10. 特にない
	☐	11. 分からない
	☐	12. その他
問3. ケアプランデータ連携システムの状況について		
(1) ケアプランデータ連携システムの利用状況について教えてください。(択一)	☐	1. 利用申請が完了し、居宅サービス事業所との連携を開始している → 連携している事業所数 箇所
	☐	2. 利用申請は完了したが、まだ居宅サービス事業所との連携は開始していない
	☐	3. まだ利用申請していない
(2) wam.netより公開している「ケアプランデータ連携システム利用状況」を確認したことがありますか。(択一) https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top	☐	1. 確認したことがある
	☐	2. ケアプランデータ連携システム利用状況の存在は知っているが、確認したことはない
	☐	3. ケアプランデータ連携システム利用状況の存在を知らなかった
(3) 本キャンペーンに参加したきっかけを選択してください。(複数選択可)	☐	1. 法人(本部、上司等上層部)の方針で、ケアプランデータ連携システムを使用する予定であるため
	☐	2. 提供票のやり取りをする事業所から要請があり、システムを利用予定であるため
	☐	3. 提供票のやり取りをする事業所が既にケアプランデータ連携システムを利用しているため
	☐	4. ケアプランデータ連携システムを利用することで、事務経費の削減が期待できるため
	☐	5. ケアプランデータ連携システムを利用することで、提供票の共有にかかる時間削減が期待できるため
	☐	6. ケアプランデータ連携システムを利用することで、従業者の事務的負担軽減が期待できるため
	☐	7. ケアプランデータ連携システムを利用することで、高いセキュリティにより安心してデータ連携できるため
	☐	8. ケアプランデータ連携システムの導入費用の負担が少なくなるため
	☐	9. キャンペーンの内容に魅力を感じたため(謝礼以外)
	☐	10. 元々ケアプランデータ連携システムを使用してみたいと考えていたため
	☐	11. その他
最後に、ケアプランデータ連携システムやデータ連携を活用した生産性向上についてご意見ございましたら、ご記入ください。		

「データ連携促進モデル」利用開始前アンケート
居宅サービス事業所 調査票

- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
⇒数値を入力してください
⇒文字等を直接入力してください

事業所名

ご記入にあたってのご注意

- この調査票は事業所の管理者等、事業所全体の方針や経営について回答できる方がご記入ください。
- 特に指定の無い限り、令和●年●月●日(●)現在の状況についてご回答ください。
- 数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入ください。
- 令和○年○月○日(○)までにご回答ください。

本アンケートやキャンペーン全般に関するお問い合わせ先

〇〇事務局

連絡先:

問1. 事業所概要

(1) 貴事業所の利用者数(事業対象者は要支援認定を受けている場合のみ、要支援1または2のいずれかに含めてご回答ください。)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		人	人	人	人	人	人
	実人員			換算人員			
(2) 貴事業所の職員体制	常勤	非常勤					
	人	人	人				
(3) 事務職員(ケアマネジャー以外の職員)の配置状況		1. 配置している					
		2. 配置していない					
(4) 令和●年●月サービス提供分について、サービス利用票(提供票)【実績】の共有を行った居宅介護支援事業所数	箇所						

問2. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)・サービス利用票(提供票)関連業務の状況

(1)居宅介護支援事業所から受領したケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)およびサービス利用票(提供票)【予定】の保管方法について教えてください。(複数回答可)		① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】	
	1. 紙で保管している			
	2. スキャン・ダウンロードした電子ファイル(PDF等)を保管している			
	3. 介護ソフト上でデータの形で保管している			
	4. その他			
(2)居宅介護支援事業所から受領したケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)およびサービス利用票(提供票)【予定】の内容の確認を誰が行っているか教えてください。(複数回答可)		① ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】	
	1. 管理者またはサービス提供責任者			
	2. 現場の介護・医療職員(当該利用者の担当職員、福祉用具専門相談員を含む)			
	3. 事務職員			
	4. その他			
(3)居宅介護支援事業所から受領したサービス利用票(提供票)【予定】の内容の確認結果、修正が必要な場合の取り扱いについて教えてください。(択一)		1. 居宅介護支援事業所へ予定の修正、再送を依頼している		
		2. 貴事業所で予定を修正し、居宅介護支援事業所へ確認を取っている		
		3. 予定は変更せず、実績をもって報告している		
		4. その他		
(4)居宅介護支援事業所から受領したケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)の活用状況について教えてください。(択一)		1. 個別援助計画の作成のために参照している(転記はしていない)		
		2. 個別援助計画に一部、関連のある内容を転記している		
		→転記している場合の担当職員(複数回答可)		
		1. 管理者またはサービス提供責任者		
		2. 現場の介護・医療職員(当該利用者の担当職員、福祉用具専門相談員を含む)		
		3. 事務職員		
		4. その他		
		→転記している場合の自動転記有無		
		1. 介護ソフトや電子ファイル上で自動転記している		
		2. 自動転記はせず、手動で転記している		
		3. その他		
		3. その他		
		1. ケアプランデータ連携システムにより介護ソフト上に連携されている		
		2. 介護ソフト内で自動転記されている		
		3. 介護ソフトや電子ファイル等でデータをコピーしている		
(5)居宅介護支援事業所から受領したサービス利用票(提供票)【予定】の転記有無について教えてください。(複数回答可)		4. 介護ソフトや電子ファイル等に手入力している		
		→手入力している場合の担当職員		
		1. 管理者またはサービス提供責任者		
		2. 現場の介護・医療職員(当該利用者の担当職員、福祉用具専門相談員を含む)		
		3. 事務職員		
		4. その他		
		5. 紙のまま、介護ソフトや電子ファイル等に手入力していない		
		6. その他		
		① 個別援助計画	② シフト表	③ 送迎計画
	(6)個別援助計画、シフト表や送迎計画の作成者について教えてください。(複数回答可)			
		1. 管理者またはサービス提供責任者		
		2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)		
		3. 事務職員		
		4. その他		
(7)個別援助計画、シフト表や送迎計画の作成方法について教えてください。(複数回答可)		① 個別援助計画	② シフト表	③ 送迎計画
	1. 紙で作成している			
	2. 介護ソフトで作成している			
	3. 介護ソフト以外の電子ファイル(Word、Excel等)で作成している			
	4. その他			
	5. 当該文書を作成していない			

(8) 上記(7)より、シフト表や送迎計画について「2. 介護ソフトで作成している」または「3. 介護ソフト以外の電子ファイルで作成している」を選択した場合、サービス利用票(提供票) 予定からの自動転記有無について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			シフト表	送迎計画	
	1. 介護ソフトや電子ファイル上で自動転記している				
	2. 自動転記はせず、手動で転記している				
	3. その他				
	4. 予定から転記していない				
(9) サービス利用票(提供票)【実績】・ケアマネジャー報告書の作成者について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 管理者またはサービス提供責任者				
	2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)				
	3. 事務職員				
	4. その他				
(10) サービス利用票(提供票)【実績】・ケアマネジャー報告書の作成方法について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 紙で作成している				
	2. 介護ソフトで作成している				
	3. 介護ソフト以外の電子ファイル(Word、Excel等)で作成している				
(11) サービス利用票(提供票)【実績】・ケアマネジャー報告書のサービス提供記録からの転記について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 介護ソフトや電子ファイル上で自動転記している				
	2. 自動転記はせず、手動で転記している				
	3. その他				
	4. サービス提供記録から転記していない				
(12) 上記(10)より「2. 介護ソフトで作成している」または「3. 介護ソフト以外の電子ファイルで作成している」を選択した場合の、作成したサービス利用票(提供票)【実績】の印刷有無・単位について教えてください。(択一)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 利用者単位で印刷している				
	2. 共有先の居宅介護支援事業所単位で印刷している				
	3. 共有先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー単位で印刷している				
	→共有先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー単位で印刷している理由				
	1. 受け取るケアマネジャー側を配慮し、事業所の方針を決めている				
	2. 居宅介護支援事業所側、またはケアマネジャーからの要望があった				
	3. その他				
	4. 印刷していない				
	5. その他				
(13) 上記(12)よりサービス利用票(提供票)【実績】を「1. 利用者単位で印刷している」と選択した場合、居宅介護支援事業所への共有の際の事業所単位への振り分け有無について教えてください。(択一)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 振り分けしている				
	→振り分けしている場合の担当職員				
	1. 管理者またはサービス提供責任者				
	2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)				
	3. 事務職員				
	4. その他				
	2. 振り分けしていない				
	3. その他				
(14) 上記(12)よりサービス利用票(提供票)【実績】を「3. 共有先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー単位で印刷している」と選択した場合、居宅介護支援事業所への共有の際の事業所単位への振り分け有無について教えてください。(択一)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 振り分けしている				
	→振り分けしている場合の担当職員				
	1. 管理者またはサービス提供責任者				
	2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)				
	3. 事務職員				
	4. その他				
	2. 振り分けしていない				
	3. その他				
(15) 上記(12)よりサービス利用票(提供票)【実績】を「1. 利用者単位で印刷している」、「2. 共有先の居宅介護支援事業所単位で印刷している」または「3. 共有先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー単位で印刷している」と選択した場合、印刷の担当職員について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 管理者またはサービス提供責任者				
	2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)				
	3. 事務職員				
	4. その他				
(16) 上記(12)よりサービス利用票(提供票)【実績】を「1. 利用者単位で印刷している」、「2. 共有先の居宅介護支援事業所単位で印刷している」または「3. 共有先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー単位で印刷している」と選択した場合、印刷する目的について教えてください。(複数回答可)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 管理者やサービス責任提供者等による内容の確認のため				
	2. 貴事業所内での保管のため				
	3. 居宅介護支援事業所への交付のため				
	4. 保険者の実地指導への対応のため				
	5. その他				
(17) サービス利用票(提供票)【実績】の居宅介護支援事業所への共有方法について教えてください。(複数回答可) ※「共有」とは、ケアプランデータ連携システムやFAX・メール・介護ソフト・ファイル共有サービスについては実際に送信を行うこと、郵送については発送を行うこと、持参については直接先方へ持ち込むことを指します。 ※共有方法の割合については、共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください。			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. ケアプランデータ連携システム				
	2. 郵送				
	3. FAX				
	4. 持参				
	5. メール				
	6. 介護ソフト				
	7. ファイル共有サービス				
	8. その他				
(18) サービス利用票(提供票)【実績】の居宅介護支援事業所への共有の担当職員(について教えてください。(択一) ※複数人で担当している場合は主な担当職員をお選びください。			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. ケアプランデータ連携システム				
	2. 郵送				
	3. FAX				
	4. 持参				
	5. メール				
	6. 介護ソフト				
	7. ファイル共有サービス				
	8. その他				
	1. 管理者またはサービス提供責任者				
	2. 現場の介護・医療職員(福祉用具専門相談員を含む)				
	3. 事務職員				
	4. その他				
	5. 当該方法を利用していない				
(19) 上記(17)より「3. FAX」を選択した場合、FAXの送付方法についてお聞かせください。(択一)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
	1. 直接、事業所別に送信している				
	2. 介護ソフト上で自動送信している				
	3. その他				
(20) 上記(17)より「2. 郵送」を選択した場合、郵送にかかる費用についてお聞かせください。(令和〇年〇月サービス提供分)			①	②	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	
			サービス利用票(提供票)【実績】	ケアマネジャー報告書	

(21) 上記(17)より「4. 持参」を選択した場合、持参にかかる費用についてお聞かせください。(令和〇年〇月サービス提供分)	円 ※持参にかかる費用には、交通費・ガソリン代等を含みます。			
(22) 上記(17)より「4. 持参」を選択した場合、持参している理由についてお聞かせください。(複数回答可)	1. 連携先事業所が併設している事業所のため 2. 連携先事業所が近所の事業所、または持参しやすい距離にあるため 3. 持参のほうの手間がかからないため 4. 連携先事業所と対面での情報共有が必要となるため 5. 連携先事業所が対面のみで連携する方針のため 6. その他			
(23) 居宅介護支援事業所から受け取るケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)、サービス利用票(提供票)【予定】の氏名等の個人情報の匿名化の状況についてお聞かせください。(択一) ※匿名化とは、個人情報について黒塗りをする等のことを指します。			① ケアプラン (居宅サービス計画書 第1～3表)	② サービス利用票(提供票)【予定】
	1. 個人情報が匿名化されたものを受け取ったことがある 2. 個人情報が匿名化されたものを受け取ったことはない			
(24) 居宅介護支援事業所へサービス利用票(提供票)【実績】を共有する際の氏名等の個人情報の秘匿化の状況についてお聞かせください。(択一)	1. 毎回、個人情報を匿名化したものを共有している 2. 居宅介護支援事業所から匿名化されたものを受け取った場合や匿名化の依頼を受けた場合のみ、匿名化している 3. 個人情報の匿名化は行っていない 4. その他			
(25) 介護給付費明細書および介護給付費請求書の作成方法について教えてください。(択一)	1. サービス利用票【実績】内容より自動で作成している 2. サービス利用票【実績】内容より一部、自動転記された内容をもとに作成している 3. サービス利用票【実績】の内容をもとに手作業で作成している 4. その他			
(26) 現在、ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有の業務の中で、負担に感じている点を選択してください。(複数回答可)	1. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のための印刷に時間がかかる 2. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のためにやり取りする文書量が多い 3. 事業所内で保管する文書量が多い 4. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のための個人情報の匿名化に時間がかかる 5. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りに時間がかかる(郵送・FAX等) 6. ケアプラン(居宅サービス計画書第1～3表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りに費用がかかる(郵送料・印刷代等) 7. 印刷した文書の廃棄に時間がかかる 8. サービス利用票(提供票)【予定】の転記に時間がかかる 9. サービス利用票(提供票)【予定】の転記ミスが多い 10. 特にない 11. 分からない 12. その他			
問3. ケアプランデータ連携システムの状況について				
(1) ケアプランデータ連携システムの利用状況について教えてください。(択一)	1. 利用申請が完了し、居宅介護支援事業所との連携を開始している → 連携している事業所数 箇所 2. 利用申請は完了したが、まだ居宅介護支援事業所との連携は開始していない 3. まだ利用申請していない			
(2) wam.netより公開している「ケアプランデータ連携システム利用状況」を確認したことがありますか。(択一) https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top	1. 確認したことがある 2. ケアプランデータ連携システム利用状況の存在は知っているが、確認したことはない 3. ケアプランデータ連携システム利用状況の存在を知らなかった			
(3) 本キャンペーンに参加したきっかけを選択してください。(複数選択可)	1. 法人(本部、上司等上層部)の方針で、ケアプランデータ連携システムを使用する予定であるため 2. 提供票のやり取りをする事業所から要請があり、システムを利用予定であるため 3. 提供票のやり取りをする事業所が既にケアプランデータ連携システムを利用しているため 4. ケアプランデータ連携システムを利用することで、事務経費の削減が期待できるため 5. ケアプランデータ連携システムを利用することで、提供票の共有にかかる時間削減が期待できるため 6. ケアプランデータ連携システムを利用することで、従業者の事務的負担軽減が期待できるため 7. ケアプランデータ連携システムを利用することで、高いセキュリティにより安心してデータ連携できるため 8. ケアプランデータ連携システムの導入費用の負担が少なくなるため 9. キャンペーンの内容に魅力を感じたため(謝礼以外) 10. 元々ケアプランデータ連携システムを使用してみたいと考えていたため 11. その他			
最後に、ケアプランデータ連携システムやデータ連携を活用した生産性向上についてご意見ございましたら、ご記入ください。				

(3) キャンペーンの利用開始後アンケート調査票のひな型

「データ連携促進モデル」利用開始後アンケート
居宅介護支援事業所 調査票

- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
- ⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
- ⇒数値を入力してください
- ⇒文字等を直接入力してください

事業所名

ご記入にあたってのご注意

- ・この調査票は事業所の管理者等、事業所全体の方針や経営について回答できる方がご記入ください。
- ・なお、「問3. ケアプランデータ連携システムを使用した感想・ご意見」については、実際にケアプランデータ連携システムを操作された職員の方のご意見を踏まえてご回答ください。
- ・特に指定の無い限り、令和●年●月●日(●)現在の状況についてご回答ください。
- ・数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入ください。
- ・令和○年○月○日(○)までにご回答ください。

本アンケートやキャンペーン全般に関するお問い合わせ先

〇〇事務局

連絡先:

問1. 基本情報

(1) 令和○年○月サービス提供分について、サービス利用票(提供票)【予定】の共有を行った居宅サービス事業所数

問2. ケアプランデータ連携システムを用いた、ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)・サービス利用票(提供票)関連の業務の状況について

(1) ケアプランデータ連携システムの利用状況について教えてください。(択一)

(2) 上記(1)より「1. 利用申請が完了し、居宅サービス事業所との連携を開始している」または「2. 利用申請は完了したが、まだ居宅サービス事業所との連携は開始していない」を選択した場合、ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携を開始した時期と、ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携を開始した時期を教えてください。(設問ごとにそれぞれ択一)

(3) ケアプランデータ連携システムを利用するにあたり、電子証明書を申請しましたか。(択一)

(4) ケアプランデータ連携システムをインストールしているPCの台数を教えてください。(択一)

(5) サービス利用票(提供票)【予定】の居宅サービス事業所への共有方法について教えてください。(複数回答可)
※「共有」とは、ケアプランデータ連携システムやFAX・メール・介護ソフト・ファイル共有サービスについては実際に送信を行うこと、郵送については発送を行うこと、持参については直接先方へ持ち込むことを指します。
※共有方法の割合については、共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください。

(6) 本キャンペーン期間中にケアプランデータ連携システムで行った業務について教えてください。(複数回答可)

(7) 本キャンペーン期間中にケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)【予定】の送付、サービス利用票(提供票)【実績】の受領において、ケアプランデータ連携システムの操作を誰が行っているか教えてください。(複数回答可)

(8) ケアプランデータ連携システム導入前後で、ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有の業務の中で、負担が軽減された点について教えてください。(複数回答可)

(9) ケアプランデータ連携システム利用前後で、サービス利用票(提供票)【予定】の居宅サービス事業所への共有にかかる費用が削減されましたか。(令和○年○月サービス提供分)。(択一)

※共有にかかる費用には、印刷代、郵送(封筒代、切手代等)、持参(交通費・ガソリン代等)等にかかる費用を含みます。

(10) 上記(9)より「1. 削減された」を選択した場合、共有にかかる費用の削減額について教えてください。(令和〇年〇月サービス提供分)	円削減	※例: 利用前1,000円、利用後500円の場合は「500円」とご回答ください。
(11) 上記(9)より「2. 削減されなかった」を選択した場合、共有にかかる費用が削減されなかった理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. データ連携と並行して、従前の共有方法(FAX、郵送、持参等)で共有することがあったため ☐ 2. ケアプランデータ連携システム上で連携している事業所数が少ないため ☐ 3. その他	
(12) ケアプランデータ連携システム利用前後で、サービス利用票(提供票)【予定】の居宅サービス事業所への共有にかかる時間が削減されましたか。(令和〇年〇月サービス提供分)。(択一)	☐ 1. 削減された ☐ 2. 削減されなかった	※共有にかかる時間は、サービス利用票(提供票)【予定】作成後、共有のために印刷する時間から、FAXや郵送等で居宅サービス事業所へ送付するまでの時間を含みます。介護ソフト等による、サービス利用票(提供票)【予定】の作成の時間は含みません。
(13) 上記(12)より「1. 削減された」を選択した場合、共有にかかる時間の变化について教えてください。(令和〇年〇月サービス提供分)	分程度削減	※例: 利用前60分、利用後30分の場合は「30分」とご回答ください。
(14) 上記(12)より「2. 削減されなかった」を選択した場合、共有にかかる時間が変化しなかった理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. まだ操作に慣れていないため ☐ 2. ケアプランデータ連携システム上で連携している事業所数が少ないため ☐ 3. 新たに追加されたケアプランデータ連携のための業務フローに慣れていないため ☐ 4. その他	
(15) ケアプランデータ連携システムを利用開始するために行った工夫について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの利用申請について、法人への説明を行った ☐ 2. ケアプランデータ連携システムの利用申請について、事業所内の説明を行った ☐ 3. ケアプランデータ連携の標準仕様を実装している介護ソフトへ変更した ☐ 4. ケアプランデータ連携システムの利用環境(パソコン端末やネットワーク環境等)の整備を行った ☐ 5. ケアプランデータ連携システムの利用を想定した業務フローを見直した ☐ 6. ケアプランデータ連携システムの担当者を新たに設ける等、組織体制を見直した ☐ 7. ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携について、居宅サービス事業所への声掛けを行った ☐ 8. ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携に関する居宅サービス事業所からの声掛けに応じた ☐ 9. その他	
(16) ケアプランデータ連携システムの連携先を見つけた方法について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. キャンペーン応募前に居宅サービス事業所へ連絡をした ☐ 2. キャンペーン応募前に居宅サービス事業所からの声掛けがあった ☐ 3. キャンペーン応募をきっかけに居宅サービス事業所へ連絡をした ☐ 4. キャンペーン応募をきっかけに居宅サービス事業所からの声掛けがあった ☐ 5. 事務局から紹介を受けた ☐ 6. キャンペーン参加事業所リストを見た ☐ 7. WAM NET(ワムネット(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報提供サイト))を見た ☐ 8. その他	
(17) 上記(1)より「2. 利用申請は完了したが、まだ居宅サービス事業所との連携は開始していない」を選択した場合、連携を開始していない理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの利用環境の整備が終わっていないため ☐ 2. ケアプランデータ連携システムの利用を想定した業務フローの見直しが終わっていないため ☐ 3. ケアプランデータ連携システムの利用のための組織体制の変更が終わっていないため ☐ 4. まわりにケアプランデータ連携システムを利用している居宅サービス事業所が少ないため ☐ 5. ケアプランデータ連携システムを利用している居宅サービス事業所の情報を把握できていないため ☐ 6. その他	
(18) 上記(1)より「3. まだ利用申請していない」を選択した場合の、今後の利用開始予定について教えてください。(択一)	☐ 1. 令和5年度中に利用開始予定である ☐ 2. 令和6年度上半期(4月～9月)中に利用開始予定である ☐ 3. 令和6年度下半期(10月～3月)中に利用開始予定である ☐ 4. まだ利用開始予定はない	
問3. ケアプランデータ連携システムを使用した感想・ご意見 ※実際にケアプランデータ連携システムを操作した職員の方のご意見を踏まえてご回答をお願いします。		
(1) ケアプランデータ連携システムに対するご感想について教えてください。(設問ごとにそれぞれ択一)	☐ 1. そう思う ☐ 2. どちらかと言えばそう思う ☐ 3. どちらかと言えばそう思わない ☐ 4. そう思わない	
(2) ケアプランデータ連携システムに対するご感想について、(1)以外にもございましたら教えてください。(自由記述)	☐ 1. 直感的に操作できる ☐ 2. 操作はすぐに覚えられる ☐ 3. 技術者のサポートなく操作することができる ☐ 4. ボタンや入力フォームが見やすい ☐ 5. システムで用いられる用語が分かりやすい ☐ 6. 様々な機能が上手くまとまっている ☐ 7. システムの利用範囲を広げたい(送付内容や利用者等) ☐ 8. システムを利用して行う事務に満足している	
(3) 今後、ケアプランデータ連携システムを使用したいですか。(択一)	☐ 1. 使用したい ☐ 2. どちらかと言えば使用したい ☐ 3. どちらかと言えば使用したくない ☐ 4. 使用したくない	
(4) 上記(3)より「1. 使用したい」または「2. どちらかと言えば使用したい」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. 法人(本部、上司等上層部)の方針で、ケアプランデータ連携システムを使用するため ☐ 2. 提供票のやり取りをする事業所がシステムを利用予定であるため ☐ 3. 提供票のやり取りをする事業所が既にケアプランデータ連携システムを利用しているため ☐ 4. ケアプランデータ連携システムを利用することで、事務経費の削減が期待できるため ☐ 5. ケアプランデータ連携システムを利用することで、提供票の共有にかかる時間削減が期待できるため ☐ 6. ケアプランデータ連携システムを利用することで、従業者の事務的負担軽減が期待できるため ☐ 7. ケアプランデータ連携システムを利用することで、高いセキュリティにより安心してデータ連携できるため ☐ 8. その他	
(5) 上記(3)より「3. どちらかと言えば使用したくない」または「4. 使用したくない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの普及率が低く、メリットが小さいため ☐ 2. ライセンス料が高いため ☐ 3. 経費削減につながると思えないため ☐ 4. 業務負担や業務の種類が多くなるため ☐ 5. セキュリティ面で懸念があるため ☐ 6. その他	
(6) ケアプランデータ連携システムを他の事業所にも勧めたいですか。(択一)	☐ 1. 勧めたい ☐ 2. どちらかと言えば勧めたい ☐ 3. どちらかと言えば勧めたくない ☐ 4. 勧めたくない	
(7) 今後、ケアプランデータ連携システムの導入・活用を促すために必要な体制や事業について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. 保険者から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 2. 地域の事業所連絡会から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 3. 業界団体から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 4. 職能団体から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 5. 厚生労働省から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 6. 国保連合会や国保中央会から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 7. 法人(本部、上層部)向けの研修会や広報物作成等での周知 ☐ 8. 先進的な取組を行っている地域の中核の事業所から活用を促す事業の実施 ☐ 9. ケアプランデータ連携システム導入に関して補助金が受けられる事業の実施 ☐ 10. その他	

実際にケアプランデータ連携システムを操作した職員の方から、ケアプランデータ連携システムについてご意見ございましたら、ご記入ください。

最後に、ケアプランデータ連携システムやデータ連携を活用した生産性向上についてご意見ございましたら、ご記入ください。

「データ連携促進モデル」利用開始後アンケート
居宅サービス事業所 調査票

- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
⇒数値を入力してください
⇒文字等を直接入力してください

事業所名

ご記入にあたってのご注意

- この調査票は事業所の管理者等、事業所全体の方針や経営について回答できる方がご記入ください。
- なお、「問3. ケアプランデータ連携システムを使用した感想・ご意見」については、実際にケアプランデータ連携システムを操作された職員の方のご意見を踏まえてご回答ください。
- 特に指定の無い限り、令和●年●月●日(●)現在の状況についてご回答ください。
- 数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入ください。
- 令和○年○月○日(○)までにご回答ください。

本アンケートやキャンペーン全般に関するお問い合わせ先

〇〇事務局

連絡先:

問1. 基本情報

(1) 令和○年○月サービス提供分について、サービス利用票(提供票)【実績】の共有を行った居宅介護支援事業所数

箇所

問2. ケアプランデータ連携システムを用いた、ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)・サービス利用票(提供票)関連の業務の状況について

(1) ケアプランデータ連携システムの利用状況について教えてください。(択一)

1. 利用申請が完了し、居宅介護支援事業所との連携を開始している一連携している事業所数 箇所
2. 利用申請は完了したが、まだ居宅介護支援事業所との連携は開始していない
3. まだ利用申請していない

(2) 上記(1)より「1. 利用申請が完了し、居宅介護支援事業所との連携を開始している」または「2. 利用申請は完了したが、まだ居宅介護支援事業所との連携は開始していない」を選択した場合、ケアプランデータ連携システムを利用申請した時期と、ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携を開始した時期を教えてください。(設問ごとにそれぞれ択一)

利用申請をした時期	データ連携を開始した時期
1. 2023年8月以前	1. 2023年8月以前
2. 2023年9月中	2. 2023年9月中
3. 2023年10月中	3. 2023年10月中
4. 2023年11月中	4. 2023年11月中
5. 2023年12月中	5. 2023年12月中
6. 2024年1月中	6. 2024年1月中
7. 2024年2月中	7. 2024年2月中
	8. まだ開始していない

(3) ケアプランデータ連携システムを利用するにあたり、電子証明書を申請しましたか。(択一)

1. 新規に申請した
2. 過去申請したことがあったが、ID・PASSを失念したため再申請した。
3. 新規の申請も再申請もしていない

(4) ケアプランデータ連携システムをインストールしているPCの台数を教えてください。(択一)

1. 1台
2. 2台以上 → 台

(5) サービス利用票(提供票)【実績】の居宅介護支援事業所への共有方法について教えてください。(複数回答可)
※「共有」とは、ケアプランデータ連携システムやFAX・メール・介護ソフト・ファイル共有サービスについては実際に送信を行うこと、郵送については発送を行うこと、持参については直接先方へ持ち込むことを指します。
※共有方法の割合については、共有先の事業所数をもとに、合計が10割になるようにご回答ください。

1. ケアプランデータ連携システム	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
2. 郵送	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
3. FAX	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
4. 持参	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
5. メール	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
6. 介護ソフト	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
7. ファイル共有サービス	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割
8. その他	→共有を行っている場合の共有方法の割合	割

(6) 本キャンペーン期間中にケアプランデータ連携システムで行った業務について教えてください。(複数回答可)

1. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)の受領
2. サービス利用票(提供票)【予定】の受領
3. サービス利用票(提供票)【予定】の修正版の受領
4. サービス利用票(提供票)【実績】の送付
5. サービス利用票(提供票)【実績】の修正版の送付(修正が必要な場合の対応)
6. その他のファイルの送付
※その他ファイルの名称をご回答ください
7. 申し送り事項(メッセージ)の共有

(7) 本キャンペーン期間中にケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)【予定】の受領、サービス利用票(提供票)【実績】の送付において、ケアプランデータ連携システムの操作を誰が行っているか教えてください。(複数回答可)

	① ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)【予定】の受領	② サービス利用票(提供票)【実績】の送付
1. 管理者		
2. サービス提供責任者		
3. 現場の介護・医療職員(当該利用者の担当職員、福祉用具専門相談員を含む)		
4. 事務職員		
5. その他		

(8) ケアプランデータ連携システム導入前後で、ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有の業務の中で、負担が軽減された点について教えてください。(複数回答可)

1. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有のための印刷にかかる時間
2. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有のためにやり取りする文書量
3. 事業所内で保管する文書量
4. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有のための個人情報の匿名化にかかる時間
5. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りの時間(郵送・FAX等)
6. ケアプラン(居宅サービス計画書第1.2表)やサービス利用票(提供票)の共有のやり取りの費用(郵送料・印刷代等)
7. 印刷した文書の廃棄の時間
8. サービス利用票(提供票)【予定】の転記の時間
9. サービス利用票(提供票)【予定】の転記ミス
10. 特になし
11. 分からない
12. その他

(9) ケアプランデータ連携システム利用前後で、サービス利用票(提供票)【実績】の居宅介護支援事業所への共有にかかる費用が削減されましたか。(令和○年○月サービス提供分)。(択一)

1. 削減された
2. 削減されなかった

※共有にかかる費用には、印刷代、郵送(封筒代、切手代等)、持参(交通費・ガソリン代等)等にかかる費用を含みます。

(10) 上記(9)より「1. 削減された」を選択した場合、共有にかかる費用の削減額について教えてください。(令和〇年〇月サービス提供分)	円削減	※例: 利用前1,000円、利用後500円の場合は「500円」とご回答ください。
(11) 上記(9)より「2. 削減されなかった」を選択した場合、共有にかかる費用が削減されなかった理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. データ連携と並行して、従前の共有方法(FAX、郵送、持参等)で共有することがあったため ☐ 2. ケアプランデータ連携システム上で連携している事業所数が少ないため ☐ 3. その他	
(12) ケアプランデータ連携システム利用前後で、サービス利用票(提供票)【実績】の居宅介護支援事業所への共有にかかる時間が削減されましたか。(令和〇年〇月サービス提供分)。(択一)	☐ 1. 削減された ☐ 2. 削減されなかった	※共有にかかる時間は、サービス利用票(提供票)【実績】の作成後、共有のために印刷する時間から、FAXや郵送等で居宅介護支援事業所へ送付するまでの時間を指します。介護ソフト等によるサービス利用票(提供票)【実績】の計算・作成や、提供票への実績の記入の時間は含みません。
(13) 上記(12)より「1. 削減された」を選択した場合、共有にかかる時間の削減時間について教えてください。(令和〇年〇月サービス提供分)	分程度削減	※例: 利用前60分、利用後30分の場合は「30分」とご回答ください。
(14) 上記(12)より「2. 削減されなかった」を選択した場合、共有にかかる時間が変化しなかった理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. まだ操作に慣れていないため ☐ 2. ケアプランデータ連携システム上で連携している事業所数が少ないため ☐ 3. 新たに追加されたケアプランデータ連携のための業務フローに慣れていないため ☐ 4. その他	
(15) ケアプランデータ連携システムを利用開始するために行った工夫について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの利用申請について、法人への説明を行った ☐ 2. ケアプランデータ連携システムの利用申請について、事業所内の説明を行った ☐ 3. ケアプランデータ連携の標準仕様を実装している介護ソフトへ変更した ☐ 4. ケアプランデータ連携システムの利用環境(パソコン端末やネットワーク環境等)の整備を行った ☐ 5. ケアプランデータ連携システムの利用を想定した業務フローを見直した ☐ 6. ケアプランデータ連携システムの担当者を新たに設ける等、組織体制を見直した ☐ 7. ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携について、居宅介護支援事業所への声掛けを行った ☐ 8. ケアプランデータ連携システム上でのデータ連携に関する居宅介護支援事業所からの声掛けに応じた ☐ 9. その他	
(16) ケアプランデータ連携システムの連携先を見つけた方法について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. キャンペーン応募前に居宅介護支援事業所へ連絡をした ☐ 2. キャンペーン応募前に居宅介護支援事業所からの声掛けがあった ☐ 3. キャンペーン応募をきっかけに居宅介護支援事業所へ連絡をした ☐ 4. キャンペーン応募をきっかけに居宅介護支援事業所からの声掛けがあった ☐ 5. 事務局から紹介を受けた ☐ 6. キャンペーン参加事業所リストを見た ☐ 7. WAM NET(ワムネット(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報提供サイト))を見た ☐ 8. その他	
(17) 上記(1)より「2. 利用申請は完了したが、まだ居宅介護支援事業所との連携は開始していない」を選択した場合、連携を開始していない理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの利用環境の整備が終わっていないため ☐ 2. ケアプランデータ連携システムの利用を想定した業務フローの見直しが終わっていないため ☐ 3. ケアプランデータ連携システムの利用のための組織体制の変更が終わっていないため ☐ 4. 明らかにケアプランデータ連携システムを利用している居宅介護支援事業所が少ないため ☐ 5. ケアプランデータ連携システムを利用している居宅介護支援事業所の情報を把握できていないため ☐ 6. その他	
(18) 上記(1)より「3. まだ利用申請していない」を選択した場合の、今後の利用開始予定について教えてください。(択一)	☐ 1. 令和5年度中に利用開始予定である ☐ 2. 令和6年度上半期(4月～9月)中に利用開始予定である ☐ 3. 令和6年度下半期(10月～3月)中に利用開始予定である ☐ 4. まだ利用開始予定はない	
問3. ケアプランデータ連携システムを使用した感想・ご意見 ※実際にケアプランデータ連携システムを操作した職員の方のご意見を踏まえてご回答をお願いいたします。		
(1) ケアプランデータ連携システムに対するご感想について教えてください。(設問ごとにそれぞれ択一)	☐ 1. そう思う ☐ 2. どちらかと言えばそう思う ☐ 3. どちらかと言えばそう思わない ☐ 4. そう思わない	
(2) ケアプランデータ連携システムに対するご感想について、(1)以外にもございましたら教えてください。(自由記述)	☐ 1. 直感的に操作できる ☐ 2. 操作はすぐに覚えられる ☐ 3. 技術者のサポートなく操作することができる ☐ 4. ボタンや入力フォームが見やすい ☐ 5. システムで用いられる用語が分かりやすい ☐ 6. 様々な機能が上手くまとまっている ☐ 7. システムの利用範囲を広げたい(送付内容や利用者等) ☐ 8. システムを利用して行う事務に満足している	
(3) 今後、ケアプランデータ連携システムを使用したいですか。(択一)	☐ 1. 使用したい ☐ 2. どちらかと言えば使用したい ☐ 3. どちらかと言えば使用したくない ☐ 4. 使用したくない	
(4) 上記(3)より「1. 使用したい」または「2. どちらかと言えば使用したい」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. 法人(本部、上司等上層部)の方針で、ケアプランデータ連携システムを使用するため ☐ 2. 提供票のやり取りをする事業所がシステムを利用予定であるため ☐ 3. 提供票のやり取りをする事業所が既にケアプランデータ連携システムを利用しているため ☐ 4. ケアプランデータ連携システムを利用することで、事務経費の削減が期待できるため ☐ 5. ケアプランデータ連携システムを利用することで、提供票の共有にかかる時間削減が期待できるため ☐ 6. ケアプランデータ連携システムを利用することで、従業員の事務的負担軽減が期待できるため ☐ 7. ケアプランデータ連携システムを利用することで、高いセキュリティにより安心してデータ連携できるため ☐ 8. その他	
(5) 上記(3)より「3. どちらかと言えば使用したくない」または「4. 使用したくない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. ケアプランデータ連携システムの普及率が低く、メリットが小さいため ☐ 2. ライセンス料が高いため ☐ 3. 経費削減につながると思えないため ☐ 4. 業務負担や業務の種類が多くなるため ☐ 5. セキュリティ面で懸念があるため ☐ 6. その他	
(6) ケアプランデータ連携システムを他の事業所にも勧めたいですか。(択一)	☐ 1. 勧めたい ☐ 2. どちらかと言えば勧めたい ☐ 3. どちらかと言えば勧めたくない ☐ 4. 勧めたくない	
(7) 今後、ケアプランデータ連携システムの導入・活用を促すために必要な体制や事業について教えてください。(複数回答可)	☐ 1. 保険者から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 2. 地域の事業所連絡会から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 3. 業界団体から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 4. 職能団体から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 5. 厚生労働省から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 6. 国保連合会や国保中央会から事業所へ導入・活用を促す仕組み・体制 ☐ 7. 法人(本部、上層部)向けの研修会や広報物作成等での周知 ☐ 8. 先進的な取組を行っている地域の中核の事業所から活用を促す事業の実施 ☐ 9. ケアプランデータ連携システム導入に関して補助金が受けられる事業の実施 ☐ 10. その他	

実際にケアプランデータ連携システムを操作した職員の方から、ケアプランデータ連携システムについてご意見ございましたら、ご記入ください。

最後に、ケアプランデータ連携システムやデータ連携を活用した生産性向上についてご意見ございましたら、ご記入ください。

